

平成 2 0 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成20年12月 9 日
- ・ 開 会 平成20年12月 9 日
- ・ 閉 会 平成20年12月10日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、13番、
豊島義秋議員及び14番、田中勝吉議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月3日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議
をいたしました。

本定例会では一般質問者が3人、町長から提出されております案件が17件です。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例
会の会期は12月9日、本日開会をし、12月10日までの2日間とすることが妥当
であると全会一致で判断いたしましたので報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本
日から12月10日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月10日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は18名全員でございます。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。平成20年第4回大空町議会定例会の冒頭に当たり、
行政報告をさせていただきたいと存じます。既に配布されております報告書、内容、
説明を加えてまいりたいと思います。

9月28日、大空町防災訓練であります。錦町第2、栄町第5の自治会の協力を得
まして、本町として初めての試みとなります防災訓練を実施いたしました。総勢14
1名の方々の参加をいただいたところでございます。

10月1日、大空町表彰審査委員会、各団体等から推薦をいただいた方々について、
委員会に諮問をし、答申をいただきました。

10月10日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされてお
ります。この委員会の委員長を仰せつかっておりまして、この日は20年の採用試験に
よる合格者の基準等を各委員で確認をしたところでございます。

10月23日、国道334号道路整備促進地域連携会議といたしまして、小清水町
長などとともに札幌市開発局のほうに赴き、整備要望を行ったところでございます。

10月24日、北海道町村会政策懇談会が札幌市で開かれました。この日は、テレ
ビでおなじみの橋本五郎氏の時局展望と題した講演、また総務省から椎川忍氏を招い
ての定住自立圏構想の講演を聞いたところでございます。

11月3日、この場所におきまして、大空町表彰式を挙行政いたしました。15個人、
1団体の方々、功績のあった方々をこの場で表彰させていただいたところでございま
す。

11月6日、斜網地区市町長会議が清里町で行われております。給食費、また福祉
灯油、消防無線のデジタル化、地域活性化・緊急安心実現総合対策等、そういった施
策について各市町の取り組みについて情報交換を行ったところでございます。

11月の8日でありますけれども、東京におきまして、第6回東京東藻琴会の総会、また第36回東京女満別会・第26回企業誘致東京協力会総会が行われてございます。この日は、ギターリストでありますとか、琴奏者、歌手の方々など、地元とつながりのある方々などの出席もいただいたところでございます。東藻琴会については64名、女満別会については59名の参加となっております。

11月14日、網走支庁管内総合開発期成会秋季要望ということで、札幌、道庁に対して、北海道に対して要望を行ってございます。私は、環境生活部におきまして、樺太湖における水鳥観察館の整備、また保健福祉部において、地域医療の確立、さらに教育庁において、耐震化の財源措置などについて要望をさせていただきました。

11月18日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会が網走市において開催をされております。この日は、21年度の義務外負担金等の方針を決定し、さらに21年度の職員採用試験について意見交換を行ったところでございます。

11月19日、女満別地域審議会が開催をされました。この日は、大空町のPRをもっと積極的に行うべきだ。また企業の育成、また地場産業の振興等、そういうところに力を入れてはどうかと。また教育予算の充実、特別支援の充実、環境対策等、そういったところに意を払ったまちづくりを進めるべきではないかという意見をいただいたところでございます。今回の行政報告にはありませんけれども、東藻琴地域審議会は12月3日に開催をされておりますけれども、配布の関係で今回の行政報告には載っておりませんので、ご了解を賜りたいと思います。

11月21日、大空町行政改革推進委員会が開催をされました。行政改革の効果ということで、平成19年度、20年度の当初予算の比較で約1億7,000万円程度の効果が出ているという報告をさせていただきました。また、手数料改定基準による算出結果を示すとともに、委員の方々からは使用料の現状分析、また合併効果などのPRも必要ではないかという意見が出されております。

11月25日、新過疎法制定実現総決起大会が東京で開催をされ、出席をいたしました。平成22年3月をもって、現行の過疎法が執行される、その前にということでの総決起大会にもなったわけであります。各政党から全会一致での新法制定について力強い決意表明があったところでございます。

翌11月26日、全国町村長大会が同じく東京で開催をされております。麻生総理大臣も出席をされましたけれども、盛り上がりという点では、いま一つだったかなという感想を持っております。地方交付税の確保、地方税体系の構築、新過疎法の制定、農産漁村の再生、医療、福祉の対策、道路財源の確保、地方分権の推進等について決議を行ったところでございます。

翌11月27日から29日まで、網走支庁管内町村会の町村長研修ということで広島県を訪れました。広島県庁、また平和祈念公園の後、安芸高田市、北広島町、世羅町などを視察させていただきました。広島県はこの平成の合併において、89市町村から23市町に再編をされたところでございます。そういった地域の合併後のまちづくり等について学ばせていただきました。自治振興協議会の運営ですとか、定住対策、地域内交通、ブロードバンド化、企業誘致、独自産業など、目を見張る取り組みをされている市町村でございました。今後、私どものまちづくりに役立てていきたいと、

そんな感想を持ったところでございます。

以上、申し上げまして行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 おはようございます。平成20年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1点目、定額給付金についてです。アメリカのリーマンショックに端を発した全世界的な株価急落による金融危機に伴い、国内では金融機関の貸し渋り、中小企業の倒産、非正規労働者の大量解雇、新規採用予定者の不採用など厳しい情報となっている。政府は27兆円の追加経済対策を決定し、この中には家計への緊急支援で全世帯を対象にした総額2兆円の定額給付金の年度内の支給が予定されている。この定額給付金について、町として課題や問題など現状をどのように把握しているのか。対応担当窓口や体制はどのように想定しているのか。辞退者に対して、福祉等への寄付をお願いしていく考えはないのか。給付金に関する詐欺行為が想定されるが、特にお年寄りへの方々へのPRは必要ではないのかについて、町長に伺いたい。

2点目です。高速インターネット対策についてです。最近はかなり家庭でパソコンが普及する中、高速インターネットでの情報交流も進んできました。しかしながら、町内ではまだまだ高速インターネットの未普及地帯があります。今までもこの件の質問した経緯はありますが、再度、最新の現状、特に北海道開発局が国道39号線に沿って設置した光ファイバーの利活用と無線通信について町長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員から2点にわたってご質問をいただきました。ご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目の定額給付金についてでありますけれども、これは当初、定率減税というような政策が言われておりました。それが定額減税、さらに今の内閣になって定額給付金というような言葉で紹介されてきております。政府として決定をしているということではありますけれども、いまだ国会に提出されているということではありません。またそういうことから、与野党間の中で十分審議されているという状況にもないということ、まずご承知をいただきたいと思います。そういう意味からいいますと、本当に実施されるのかというようなところで、不確定要素が非常に強い内容のものについて、きょうはお話をさせていただきたいということ、ご理解を賜りたいと思いま

す。そういう中ではありますけれども、12月の3日に市町村の担当者への概要説明会が開催をされたところであります。しかしながら、そういう状況を反映して十分な説明という形には至らなかったと。各市町村からの質問に対しても十分答えられない。さらに、説明会の中で言われましたのは、市町村の意見聴取の段階であるというようなことが言われております。ですので、今回私が答弁させていただく内容についても、そういった説明会の概要、さらにはマスコミ報道等から言われていることについて、町として今考えていることについて述べさせていただきたいと思います。

この事業の目的でありますけれども、住民へ生活支援を行う、地域の経済対策に資するという、この2点ではないかと思っております。事業実施主体は市町村で、その支給額、さらに事務費の全額を国が補助するという仕組みでございます。また、受給権者は世帯主でありまして、対象者は基準日に住民基本台帳に登録されている方ということでありますけれども、この基準日ということについても、1月1日、2月1日ということで、まだ未確定というような情報でございます。所得の高い方に対する給付の差を設けないことということを基本としてございます。また、希望する市町村は1,800万円以上の所得のある世帯主及び世帯に給付金を支給しないとすることができるとなっておりまして、このときの所得というのは、21年1月から12月までの所得ということで判定することになります。給付金の額でありますけれども、一人について1万2,000円、基準日において65歳以上、または18歳以下の方については2万円とされてございます。

申請の方法ですとか、受付でございますけれども、まず1番目として郵送による申請方式というのが想定されております。この場合については、口座振り込みを原則とするということでございます。2番目として窓口に来られて直接申請をするという方法も言われております。この場合については、原則口座振り込みでありますけれども、特例として現金での交付ということも認めているようでございます。申請の期限でありますけれども、給付開始日から3ヵ月または6ヵ月以内を検討しているということでもありますけれども、年度内の支給ということを考えますと、どちらの期間をとったとしても、その年度を超えてしまう可能性がある、このあたりの取り扱いについては、まだ不明な状況でございます。こういったことから、私どもとして、その課題、問題点を整理するわけでありまして、第二次補正予算の成立時期がまだまだ未確定である。その中で制度も非常に不明な部分が多い。報道だけが先行されて町民の方々にマスコミでの情報が伝わっているわけでありまして、町として十分な情報がないと。スケジュールが立てきれないというのが、非常に大きな問題であるというふうに受けとめております。そうはいっても、これが正式に決まったときには、混乱しないように準備も必要でございます。そういう意味で、窓口、対応するところでもありますけれども、私どもの町では企画課が中心となって総務課、財政課、商工観光課、地域振興課でチームをつくって対応するようにという指示を出してございます。申請予定件数が3,160件ほど予定されております。実際のその交付事務ということになりますと、先ほど言った各課はもちろんでありますけれども、役場職員全体で対応しなければならない、その体制づくりを担当課に指示したところでございます。

辞退者のお話もございましたけれども、今回の辞退者でありますけれども、それは

申請に来ないということの辞退者というふうに考えてみますと、町としては、より多くの方に、一人もできれば漏らさず申請に来ていただいて、受給をしていただきたいと、そのことを呼びかけるのが第1番目ではないかなと、そんなふうに思っておりますので、そういう呼びかけなり、また申請のしやすさという工夫をしていかなければならないと思っております。申請されない方が、辞退者があらわれた場合については、その金額というのは町にではなくて、国庫に戻すことになろうかと思えます。先ほどの目的、地域の経済効果というところを考えますと、ぜひ受領していただくような、そんな工夫をしていかなければならないと思っているところでございます。

また、これに端を発した詐欺行為等、心配されるところであります。第1弾として、この12月の広報に定額給付金を装った振り込め詐欺ですとか、個人情報の搾取、そういったものに注意をしていただきたいというようなチラシを配布させていただきました。今後、制度が進んでくれば、さらにこういうPRも深めていきたいというふうに考えておりますし、町だけではなくて、いろんな関係団体のご協力もいただきながら、そういうPR活動について皆さんに周知をしていきたいと思えます。また、住民票に登録をされているということが前提になっておりますので、中には住民票の異動等、適切に対応されていない、この交付事務について不便を感じられるような方がいるのかもしれませんが。そういったこともPRをして、今のうちに適正な住民票のあり方についてもPRもできればと、そんなふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、情報というものは、皆さん方と私どもと、そう差のない情報でしかないかと思えます。国の予算が決まり次第、迅速な対応ができるように、いろいろな情報をさらに集めて分析を加えながら、対応を準備しておきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に2点目の高速インターネットの対応でございます。高速情報通信関係の充実ということは、私どもの町にとっても大きな課題の一つであろうと、そのように考えてございます。先ほど行政報告で申しましたけれども、広島県の視察の際に合併した市町村ということもあるのでしょうか、また山間部地域ということで、難視聴地域という特性もあったかと思えますけれども、そういう情報関係の充実に積極的に取り組んでいる事例も勉強させていただいて帰ってまいりました。国のほうでも、2010年までに全世帯が高速情報通信網の整備を行い、情報化社会の恩恵を受けることができる社会を構築したいということで、事業を推進しております。しかしながら、今、国が進めているのは全くの民間主導ということでございます。そういうことからいいますと、人口の少ない地域の加入者というところからは、採算性がなかなか見込まれないということで、国が思うとおりの事業展開、進度で進んでいるということではないというふうに受けとめております。本町におけるインターネットの接続サービスの提供状況でありますけれども、平成14年に女満別、東藻琴両地区でISDNの接続サービスが開始されました。その後、ADSLの接続サービス、無線インターネットの接続サービス、光ケーブル等による接続サービス、またことしの6月からはイーモバイル社というところの移動体の通信サービスの開始ということで、民間の事業者の方々でありますけれども、順次、少しずつ整備の環境が図られてきているというふうに受け止めております。具体的な、今言いました等々のサービスエリアを申し上げます

と、I S D Nについては、町内ほぼ全域で利用が可能と。A D S Lにつきましては、女満別地区、東藻琴地区の両市街から約半径5キロの範囲が利用エリアということでございます。無線接続サービスについては、東藻琴総合支所から半径約2キロの範囲というものも、まだ一方でございます。また光接続のサービスが女満別地区の市街地の中のさらにごく一部ということでございます。イーモバイル社については空港周辺、また国道沿線で提供が開始されたというところでございます。そういう状況の中で、まだまだ字名で申し上げますと、日進、豊里、山園、大成、開陽というところについては、高速のものが利用できないような、またなかなか難しいような状況に陥っているところでございます。まず、有線による関係でありますけれども、光ファイバー、A D S L、これらでありますけれども、先ほど冒頭申しましたように、民間の事業者が投資をして、利用料金をいただくというところからいうと、有線での今後の地域の拡張というところは、なかなか多く見込まれないのではないかというふうに思っております。また、ご質問の中にありました北海道開発局が国道39号線に設置した光ファイバー、これを活用できないかということでありますけれども、本町については、2カ所から接続することが可能でございます。1つは、本郷14線の付近、またもう1つは女満別高校付近ということであります。この区間から、さらにその周辺地域に光ファイバーを伸ばしていくことができるということではありますけれども、本郷14線、女満別高校のところから、さらにということで行きますと、昭和、湖南地域ですとか、本郷、住吉、豊里地域ということであります。独自にその部分については、町がケーブルを引かなければならないということにもなってきます。そういう事業費等判断して行きますと、今のそのところの部分だけを活用するというのでいけば、本町の距離ですとか、接続ポイントのことを考えると、あまり私どもの町では有効に活用できるようなものになっていないというのが現状というふうに判断してございます。ですけれども、有線のほうはなかなか難しいですけれども、無線の分野については、各通信事業者に割り当てられる電波の領域が、だんだん拡充されてきているということで、無線については、今後期待できるのではないかというふうに受けとめてございます。具体的に申しますと、先ほど言いましたイーモバイル社などでは空港周辺、または国道沿線ということで申しましたけれども、12月、今月に天都山に新しい鉄塔を建て、供用を開始したい、試験をまずもって行いたいということでございます。そういうものが、どういったエリアまで拡張されて、私どもの地域の中で高速インターネットの恩恵を受けることができるかと。そういうものの状況というものも見たいなというふうに考えてございます。また、N T T ドコモ社でF O M Aハイスピードというものが一部私どもの地域でも供用開始になっておりますけれども、こちらのほうは、使い方にもよるのでしょうけれども、少し割高感があるということで、どうかなというふうに受けとめてございます。また、後発ではありますけれども、P H Sのもとになっております会社でありますウィルコムですとか、K D D I、携帯電話で言いますとa uですけれども、この2社が全国展開に向けて事業を進めているということでございます。今までの自社のアンテナ等を活用するというところだろうと思っておりますけれども、まだまだ私どもの地域で考えると、4年から5年程度の時間がかかるのではないかとということで、こういったものについても、民間の整備でありますけれども

ども、進捗状況が早くなるように要望活動は続けてまいりたいというふうに考えてございます。

今まで民間の方々のお話をさせていただきましたけれども、自治体がそういうものを整備していったらどうなのかということで、そちらの分についても少し試算をいたしました。全町域で利用可能な無線の通信網を設置するというので、今試算をいたしましたところ、1億3,000万円程度の事業費ということが想定されております。当然、3分の1の事業補助ですとか、起債の対象になるということもありますけれども、通信機器等でございますので、今後の更新ですとか、利用料、そういったものをどうするか、更新の費用等々、将来に向かって考えていくと、やはり民間の事業者の方々の進捗状況というものを把握しながら、最終的に手の届かないようなところを町として、自治体として手当てをしていくという方法がいいのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。そういうことで、担当は総務課ということではありますけれども、庁舎内に今後、町の高速情報通信環境をどういうふうに考えていけばいいのかということで、庁舎内の検討会議を発足をさせました。従来のOA委員会、OA専門委員会というところに、その趣旨を説明をし、そこで検討させるということでございますけれども、現在、私どもの町のおかれている環境を考えた中で、未普及地域の解消を図っていくことを前提に、その中で議論をし、そして町の正式な方針というものを今後固めてまいりたいと、そのように考えておりますので、これからもいろいろな視点からアドバイスをいただきますよう、この機会にお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきますと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 町長から詳しい答弁ありがとうございました。定額給付金については、あくまでも想定の話ということなのですけれども、麻生内閣ができて、これが一番の目玉だったのかなと思っております。その中で、私たちもよく会合をすると、うちは9万8,000円だとか、10万円だとか、いろいろ話が出ております。その中で、まず1点目に聞きたいのは、基準日によっても違いが出るというおっしゃり方でしたけれども、大空町全体で給付金の合計はいくらになるのか、それをまず最初にお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど、まだ何も決まっていないという話をいたしましたけれども、我が家でも試算をいたしますと、14万円という金額になりました。大空町全体で、11月30日の年齢区分で計算をしてみますと、その給付金の総額は1億2,984万8,000円というような数字、約1億3,000万円というような水準が出てきております。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 これを聞いた上で、いろいろお聞きしたいのですけれども、さっき窓口業務は企画課が中心になって全職員で対応する。金額も相当なものですけれども、3,160件ほどになる。これを3ヵ月から半年で処理しなければならないということなのですけれども、実際、できるのかどうか、それをお聞きしたい。窓口だけでやると、なかなか大変ではないのかなと思います。

それと、先ほど辞退者の考え方ですけれども、確かに給付に来なかったという意味で聞いたのですけれども、これを一回給付した後で寄付行為になる。寄付という形で町で受けることはできないのかをお聞きしたいと思います。

それと新聞報道では、もう既に詐欺行為といいますか、宮城のほうでは給付金に対しての不審電話が入っているそうですけれども、これから年末年始にかけて、特にふえるのではないかと思いますけれども、その年末年始にかけて、特に何か注意点があれば、よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず1点目の窓口、これも一体いつ、この内容が決まってくるのかということにもよりますけれども、どんなに早くても年明け1月の中過ぎ、末ごろになるのではないかというところで、年度内の給付ということを考えますと、実際には2ヶ月と少しぐらいしかないだろうということで、ただ単に郵送で送られてくるのを、また役場、総合支所の窓口だけで待っているだけでは、なかなか申請される方というのが伸びないのではないかというような気もいたしますし、事務を行う側としても、毎日ずっとそれを待ち受けているというのも、なかなかこれ大変かなというふうに思っておりますので、今、内部で検討している一つの案として、地域に出向いて、出張所というのでしょうか、臨時の受け付け窓口を置いて、短期間のうちに、地域の方々に足を運んでいただけるような工夫をしなければならないのではないかと。また、単に決まりましたということだけではなくて、その足を運んでいただける動機づけのために、給付申請書を各戸に送ると。文章になるか、はがき形式になるか、そういうのは別として、そういうもので早期の申請を促すということを検討しながらいきたいなというふうに考えてございます。

また、先ほど言ったように、申請に来なければ、これは国庫に返すしか、もちろん金額ではありますけれども、新聞等でもいろんな、この定額給付金に対してのお考えをお持ちの方がいらっしゃるようでございます。そういった方で受給はしたけれども、さて、その使い道はというところで、非常にお悩みになるということであれば、それを例えば寄付していただくということは、これはもちろん、その個人に帰属された所得といいましょうか、収入の中から町に寄付をしていただけるということでありますので、拒むものではございません。ただ、それありきということでPRするのは、私どもからすると、いかがなものかなという気持ちもございますので、そういう対応については慎重にしていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。

また、年末ということで、大きなお金が通常動くところの時期であります。そういう中で、こういうような話題だけが先行した形でいろいろ言われますと、確かに詐欺など非常に心配される部分もあります。12月の広報でということ、月初めのものにPRさせていただきましたが、今後、おしらせ号ですとか、また、新年早々の広報についても12月の末に発行する予定でございますので、そういう中で、さらにPRについては十分行ってまいりたいと、そんなふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今、町長のほうから、窓口業務は出向いてでもやっていきたいというお話があったのですが、私もそれは賛成だと思います。なかなか高齢者が出向くというのは大変だと思うのですが、それはいいと思うのですが、それに対して、あくまでも想定の話だということなのだと思いますが、定額給付金については、いろんな事務経費や人件費があるのですが、こういう経費というのは、国で全部保障されているのかどうかを聞きたいと思います。

それと、先ほどお聞きした1億3,000万円ほどの、大空町に給付金が当たるといふことなのだと思いますが、これに対して実際に口座振り込みが原則ということなのだと思いますが、これによって町内の経済効果はあるのかどうか。

それと、所得制限を設けた場合、町長として何か懸念することがあるのかどうか、この辺についてよろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 今、説明会等で行われておりますのは、そういう事務経費についても国が全額持つということでありまして。ただ、基本的なマニュアルが多分あるのだと思うので、私たちが今想定していることを全部やって、本当にその経費を見られるのかどうかということについては、私自身はまだ疑問を持っております。ですので、ある程度、国が示したパターンの中で行う経費については見てくれるということではないかなというふうに考えてございます。

また、1億3,000万円、口座振り込みということでの経済効果ということで、全くないということではないと思いますけれども、当初言われておりました、目的の一つの地域の経済の効果ということからいうと、非常に薄まってしまうという気がいたします。過去に地域振興券ということで、地域限定して使えるというお金で、直接金券をクーポン券という形でお渡しをする。あの時、我が家でどうやって使ったかといいますと、地域の中で家族で食事をしたり、衣服を買ったりということで作ったような気がいたしますけれども、先日も、家庭の中の話ですが、口座振り込みされたらどうだろうかと。すぐさま使うということにならないかなというような、私の家庭の中での話でもありました。多分同じような感覚を皆さん方がお持ちではないのかというふうに思います。ですから、私もからすれば、ほかの説明会で都道府県の

職員からも出ていたといいますけれども、地域クーポン券という形がとれないのかという思いは同じであります。それが無理だとすれば、せめて現金でと、これは事務的な非常に難しさがあるのですけれども、そういうようなこともなかなか原則は難しいと。特別な場合に限られるよということで、さらにそれが口座振り込みということになると、ますますその効果というものについては薄れていくのではないかと、そのように私は思っています。

それから、所得制限を設けた場合ということでもありますけれども、先ほど、制度の中では設けることができるということで説明はさせていただきましたけれども、今現在、私自身は所得制限を設けることについては、非常に消極的な考え方を持っています。ですので、そういった部分については、設けたくないなど。さらに担当とも詰めていきたいとは思っておりますけれども、そんなような考え方でございます。なぜそう思うかということでもありますけれども、一つに私は目的からすれば、所得制限というところが、なぜ出てきたのかなという感じがいたします。さらには、窓口の混乱も想定されますし、事務量も多少ふえるというところもあるかなと、そんなふうに思っております。もう少し砕けた言い方すれば、そういうところで制限をされるのであれば、先ほど斎藤議員が言われたように、別な形で町に、また、いろいろな形でご援助いただくようなことなども考えた方がいいのではないかと、そんなふうになさるようなところでございます。まだそのところまで、町として最終決断はしておりませんが、そういうような考え方を持っているということで、答弁にかえさせていただきます。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 給付金については最後、もう一点だけお聞きしたいのですけれども、こないだ12月3日づけで、興部町で商品券で1万円を高齢者とか、子育て支援の世帯に交付するということが出ておりました。その中でですけれども、この給付金はあくまでも想定の話ということだったのですけれども、どうしても高齢者とか、子育て世帯は待っているお金なのかなと思っております。その中で、全額でなくても何割かでも、少しでも早く、立てかえといったら変なのですけれども、そういう形で出せないのかどうか、これはちょっと持論なのですけれども、よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 本来であれば、この制度が早めに決まるのであれば、決まってこの12月、年末年始を前に交付される、そのことが本来の目的を達成するためには一番いい時期ではなかったかと思っておりますけれども、それがまだ決まらない状況ということで、事前に町として取り組みを行うことはできないかということかと思っております。けれども、国の財源をもとに補助事業という形で行うということであれば、見切り発車というような形で着手してしまうということになると、それは多分、今回の国が正式な制度を決めたとしても、その前のことであるということで、きっと本事業の対象外というよう

な形になってくるのではないかと、そんなふうに考えます。ですので、この事業を前倒しをするということは、今町としては考えていないわけであります。ただ、これに先立って興部町などでは、約町民の半数ぐらいの世帯になるのではないかと、半数ぐらいの人口になるのではないかとということで、給付金を出す。これは地域活性化・緊急安心実現総合対策の一次補正の財源を活用してということであります。我が町でも、形式は違うわけでありますけれども、従来、両商工会が行ってきたプレミアム商品券に、この定例会に後の議案で提案をさせていただいておりますけれども、この安心実現対策の財源を活用しながら、増額をさせていただきたいという提案をさせていただいております。それを、これは当然買っていただくわけですから、もともと原資の一部分は町民の方ではありますけれども、その商品券の発行額全体を見ますと、約5,000万円弱ぐらいになるのではないかとというふうに考えております。そういうものが地域の中で出回って、地域の商工業の方々の一助に、また消費者の方々の一助になればということで、提案をさせていただいている部分もございますので、そういうところでご理解を賜りたいと、そのように思うところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 ねじれ国会で、これからその二次予算補正もどうなるかわからない状態だと思いますけれども、早く待っている方もたくさんいらっしゃることもわかっていただいて、少しでも早く行政のほうからも呼びかけていただきたいと思います。1点目についてはこれで終わりたいと思います。

2点目ですけれども、高速インターネットの対策についてです。先ほど町長から詳しく説明がありましたので、その内容についてはくどくど言いませんけれども、一つだけ気になることがあります。大空町内にも携帯電話の会社がいろいろありまして、そのアンテナがあちこちに建っておりますけれども、昔から思っていたのは、それをうまく利用できないのかなと思っております。そうすれば、もっと普及のしていないところにも早く伝達するのではないかと考えておりますけれども、その辺について答弁願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 定額給付金の関係につきましては、今後提案をされ、いろいろ議論がされるということでありますけれども、本来、当初の目的を達成するためには早期にこういったものが決まって、皆さん方に恩恵を継受していただくと、享受していただくということが大切ではないかと思っております。それについては、制度が決まりましたら、すかさず迅速な対応ができるように今後も準備を進めておきたいというふうに思います。

高速インターネットの関係でありますけれども、現在、町内に何カ所も携帯電話の無線鉄塔が建っております。そういったものを活用して、さらに高速インターネットの無線配信というようなことも可能だそうでございます。その会社によって、いろいろ金額は少し差があるようでありますけれども、担当のほうで調べましたところ、そ

ういうものを有償で貸し出して、そしてその無線の提供するエリアを広げていくという方法もできるようでございます。ただ、携帯会社のほうのお話では、民間同士でそれを行うということは、今のところ行っていないと。自治体には貸し出すということは可能であるというようなことで、今対応しているそうでございます。差はあるわけなのですが、大体月額4,000円から7,000円程度というような考え方で、今まで金額設定をされているようでございます。現在、先ほど言いました庁内のOA委員会にその有効な活用な仕方ということで、検討するようにという指示を出しましたけれども、その折に、こういった鉄塔の活用、まず町内どういったところに何カ所ほどあるのかということを確認しながら、それが上手に、その高速インターネットの未普及地域のところの解消に役立てるような位置にあるかどうかということも含めて、調査をして検討するようにという指示を出させていただきました。有効な手段の一つではないかなというふうに考えてもおりますので、そのことも織り込みながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほど町長の答弁で、自前ですと1億3,000万円ほどかかるということだったのですけれども、今、携帯電話のアンテナを有効利用できるというのを、初めてお聞きしたことなのです。その中で、ただ利用するといっても、恐らくアンテナは別に建てなければならないのかなと思いますけれども、その辺の経費もかかるのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 鉄塔がこう建っていて、それを幹線で何カ所かつないでいって、そして末端でその各家庭に無線を配信するという形なのだろうと思います。ですので、前に見積もり取った1億3,000万円、先ほど言いましたところについては、鉄塔を建てたときに、1カ所からまず電波を受ける側のものをつけないといけない。さらに次に配信する側のものも装置もつけないといけないというようなことであります。その費用については、もちろん鉄塔をお借りしても必要になってくると思いますけれども、やはり一番金額が高くなるのは、その鉄塔そのものを建てるという行為だというふうに押さえておりますので、そのことの設備費用というものについては、先ほど言った金額よりは当然安くなってくるであろうと。ただ私どもが考えておりますのは、設置すること、そのものの金額もちろん大変な金額ではありますけれども、その後、町としてそれを所有したときに、更新だとか、そういうところのランニングコストだとか、先ほど言った借り上げ料については4,000円、7,000円程度のもので借りられるのかもしれませんが、それを維持していかなければならない、そのランニングコストというものについても、目を向けていかなければならないのではないかなというふうに考えておりますので、そういうところを先ほど言った、庁内の組織の中で、もう少し詳しく調査していきたいなというふうに考えているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほどからいろいろと、大空町内でもいろんな形で高速通信も早くできるような状態になりつつあるというのがよくわかりました。情報過疎といいますけれども、そういうのが早くなくなるように、整備を期待しまして、この質問を終わりたいと思います。
以上、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 過去には電気の無電化というような制度といいましょうか、仕事もあった時代もありました。また、電話の自動化ですとか、というようなことで、進めてきた経過もあります。さらには携帯電話もつながらない地域の解消というようなことで進めてまいりました。今、一番大きな課題というのが、こういうインターネットの普及ということになってきた時代なのだろうというふうに思っております。いろんな過疎がありますけれども、心の過疎を持たないためにも、情報がきっちりと共有できるような、そんな地域社会を目指して、今後もいろいろ検討を加えてまいりたいと思いますので、今後もいろいろなところからご助言いただきますように、お願いを申し上げ最後のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了いたします。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 平成20年も残すところ3週間となり、師走の慌ただしさが一層感じられるこのごろですが、暗いニュースばかりが目につき、非常に残念に思うところであります。ここ大空町においては、農業関係では6月にひょう害が発生し、手放しで収穫を喜ぶ状況ではなく、他産業においても業績は決して芳しいものではなく、厳しい状況が続いていると思われます。国政においても、課題が山積しているよう伝えられておりますが、大空町としても行政運営について、住民生活に対し、少しでも希望の持てる方策、目標を示すことが求められていると考えております。

以下、通告に基づき質問をさせていただきます。

農政について。1つ目、今後の大空町の農業の経営形態について、行政としてどのように考えるか。また、どのような方向性を持つべきかお伺いをいたします。19年

からの品目横断的経営安定対策の実施により、昨年、ことしと、当町の農業収支は非常に低迷しておりまして、このまま継続することが非常に困難な状況、追い打ちをかけて、資材の高騰等、あわせて現状としてありますので、この経営形態がこのままでいいものかどうか、非常に今考えなければならない状況と思われます。

2つ目、以前、町長の考えの中に、農業と観光を結びつけた観光振興ということがありましたが、前定例会、第3回定例会においても、同僚議員からグリーンツーリズムについては、今年度中に組織づくりをするという考えが示されておりますが、現状として、どのようなことが実態としてあるのかをお伺いいたします。

3つ目、農業の担い手の確保という観点からお伺いしたいと思いますが、これにつきましては、農業委員会の会長さんの答弁をいただくこととなりますが、7月以降初めての答弁ですので、よろしくお願いしたいと思います。北海道農業担い手育成センター及び当町における担い手の育成、確保について、実態はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、現在の農業政策の下、担い手の確保について、課題としてどのようなことがあると考えているかお伺いをいたします。

次に、北海道農業開発公社、北海道農業担い手育成センターが合併となり、さらに、北海道農業会議とも業務的に連携をするということになる予定だそうです。大空町としては、これに関して農業委員会として影響があるのかないのか、この点に関してお伺いいたします。

次に、本町の農業委員会が7月合併しました。このことにより、今までよりも委員さんの数も減少しております。そのように思いますが、業務の負担増等について支障を来すことがないのかどうか。また、事業に関する予算については、予算的に十分配慮されているのかどうか、この辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

次に大項目の2つ目ですが、不況下における救済策についてお伺いいたします。冒頭にも申し上げましたが、あらゆる業種が低迷している中で、町単費による応急の対策が何かできないものか。こういった考えがあるのかないのか、そのようなこともあわせてお伺いしたいと思います。

2つ目、町内の消費構造の中で、半分以上が町外にて購入されている現状において、職員の手当の一部でも商品券化することによって、町内消費を上げることが考えられないものかどうか。そういった考慮の余地があるのかどうか、これも改めてお伺いをいたしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員からは、私に2点の視点からご質問をいただきました。まず1点目の農政についてということでのご質問にお答えを申し上げます。昨年来からでありましょうか、ことしの夏後半にかけて、記録的な燃油の高騰が続いております。これは、産業分野はもちろん、日常生活にも非常に大きな影響を及ぼしております。9月以降は、この金額、だんだんと下がってきているということでもありますけれ

ども、従来から見ると、まだ高い水準なのではないかと、そのように受けとめておりますし、電気料やガス料金というものは、後払いをするようなこともあるのかと思いますけれども、来年になってからの値上げが公表されている、予定されているというような状況にあります。農業の分野で見えますと、最近、農業新聞の一面などは、WTOの農業交渉のところにしかかわる話題が大きく取り上げられてございます。年内の合意ということで、交渉が進められているようでもありますけれども、夏の交渉以降、日本農業において、例外品目の割合が、今4%、例外を入れても、特別な扱いをしても6%ではないかと。日本にとって大変厳しい状況であるというような報道が多いようでございます。そういった意味では、私どもの地域の農業においても、油断を許さない状況ではないかと、そのように受けとめております。国は9月に総合経済対策を出して、1兆8,000億円の予算補正規模を組みましたけれども、農林水産業の関係でいいますと、そのうち約2,600億円と言われております。その中で、肥料や燃油の高騰対策ということで、肥料と施設園芸用の燃油の使用料、これを2割以上低減する農業者などに増加した分の7割を補てんするということに500億円という予算が組まれました。ですけれども、自助努力の分2割、さらには足切りの分3割という部分がありますので、実質的には高騰分の半分程度の補てんというようなことになるのかと。内容的にも、まだ十分とは言いがたいのかなというふうに思っておりますが、これについては、今後JAなどを窓口に取り進められるというふうに聞いてございます。一方、昨年からスタートいたしました水田・畑作経営所得安定対策、品目横断の経営安定対策でありますけれども、これは農家の方々のご努力や技術の向上による収穫量というものが、なかなか適切に反映されていないと。努力のかわらないというようなことが言われております。対象品目であります小麦、てん菜、バレイショ、大豆等、こういったものの所得収入の増というものがなかなか見込めない。さらには片方で資材費が高騰すると。ことしの所得のことについて、農業者の方々にお聞きしても、非常にわかりづらいというような表現の方が多かったように思います。しかし、今の制度の中で、まず何年かは、今後の農業振興ということで、町としても努力をしていかなければならない、そのように受けとめております。まずは、所得を上げることからいいますと、品目横断の対象外の作物などを導入して、収入増を図る。さらには、先ほど議員からも提案のありました、観光など、農業と関連した産業の分野においての所得確保ということも必要ですし、従来JAによる一括購入、一括販売ということが、私どもの地域ではほとんどでありましたけれども、当然、大型農業でするので、こういうことは、もちろん必要なことではありますけれども、それ以外の売り方の多様化ということも必要ではないかと、そんなふうに考えてございます。一方で、経費が非常に資材等が高騰するということから、いかにして経費を少なくした中で、作物を栽培していくかということの技術改革というところも、取り組んでいかなければならないことだと、そのように考えてございます。そういったところから、高収益な作物の導入ですとか、そのときには既存作物と労力負担というのでしょうか、それが変わらないような中で、導入を考えていかなければならないかと思えます。そういう点については、農協ですとか普及センター、関係機関と連携をしていかなければならないことはもちろんでありますけれども、こういうときにも国や道の制度を活用

ということも、一方の頭の中に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、経費削減については、土壌診断などをさらに進めるということ、しっかり進めるということが必要ではないかと。また、新しい技術として、不耕起栽培ですとか、早期培土というようなものも効果があるというようなことも言われております。そういう技術革新に向けた取り組みについても進めていかなければならないと思っております。また、従来からの、これは繰り返しの部分になりますけれども、基盤整備ですとか、輪作体系の確立、土づくり、また資金手当、そういうものを総合した中で、私どもの地域の農業を守っていけるように努力をしていきたいというふうに思います。また、水田・畑作経営所得安定対策は、3年間の中で、また制度の見直しを図っていくということも言われております。そういうことから考えると、早い機会に農業者の方々の意向というものを表明して、それを国等に訴えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう要望活動にも努力をしてみたいと、そのように考えているところでございます。観光の分野、先ほどちょっと触れましたけれども、観光ということだけではなしに、先ほど言ったように多様な販売、さらには観光などと結びついた農産品、農業の現場の付加価値づくり、さらには作物そのものを加工などによる付加価値をつけるということを考えていかなければならないと思っております。今のままでは、まだまだ不十分でありますけれども、そういったことに取り組まれる方々、胎動の兆しも見えてきている部分がございますので、そういったところを、さらに支援をしていきたいというふうに考えてございます。一つにはことしの8月に姉妹都市であります東京都稲城市において、アンテナショップほのかを開設させていただきました。そういうところで、今までの一括販売とは違った、都市住民の方々をターゲットにした販売というところについても模索を始めたところでもあります。また、都市と農村の交流というところに着眼点を持って、ふれあいファームというものが設定されておりますけれども、本町の農家の方々15戸が、このふれあいファームに登録をされて、そして都市住民の受け入れということを行っております。また、ことしは女満別農業協同組合と農業者の方々12戸の方々でありますけれども、さらには町内の観光事業者と連携をして、アスパラガスやスイートコーン、トマト等の収穫の体験ツアーを実施いたしました。17回のツアーで253名ということで、まだまだ途についたばかりということではありますけれども、こういったことも、一つこれから道を開いていくことにつながるのではないかとというふうに考えてございます。また、商工会が女満別商工会、東藻琴商工会の広域連携事業ということではありますけれども、国の新しい制度、農商工等連携事業というものに取り組んでくださっております。その中で、地元の豚肉ですとか長芋、シジミ、チーズ、そういった特産品等を利用した商品の開発ということもされております。こういうことも農業の現場としても、さらに関心を持ちながら提携をしていくことにつながるのではないかと、そんなふうに考えてございます。今言いました、各事業等については、ことしの反省を踏まえながら、また来年も取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。そういう形を支援する意味でも、グリーンツーリズムの協議会といいましょうか、情報交換をする場、支援をする体制というものが需要ではないかと、そのように受けとめておりますので、前の定例会でのご質問等にお答えもいたしましたけれ

ども、今年度中に、このグリーンツーリズムの推進協議会、仮称ではありますがけれども、こういったものを立ち上げて、先ほど申し上げた、いろいろな事業の支援をできるように体制を今後もつくってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に２点目で、経済の関係でご質問をいただきました。昨年の夏以降、アメリカのサブプライムローンの問題が表面化をして、それ以降、石油製品ですとか、関連する原材料の高騰、先ほど言ったように、産業、生活分野で非常に値上がりが顕著にあらわれてきているということでもあります。さらに、ことしに入ってアメリカのリーマンショックというのでしょうか、金融危機が、また、この全世界にその不安要因を広げているというところでございます。こういう金融危機が全世界に広がって、円高株安、また日本でいいますと、輸出関連企業中心に経済の業績が下方修正されるということで、連日、雇用や所得不安が訴えられているところであります。私どもの地域で言えば、この好景気の波を全く受けないまま、また不況化へ逆戻りしてしまうのではないかとということで、日本の各地域よりも、さらにそういったことが深刻ではないかというふうに受けとめております。私どもの農業の関係ももちろんでありますけれども、建設業などについても、そういった事業量が縮小しているということから、大変な時期を迎えているというふうに思っておりますので、町としてはいろいろな早期発注ですとか、受注機会の確保、そういうものの拡大に努めているところでございます。また、この冬の時期、いろいろな経済的な状況から仕事が少なくなるのではないかとということが予想されますので、季節労働者の方々等を中心に冬の間、何とか雇用を創始できるように、まずは今ある現計予算の使用の仕方、これに工夫を加えて、そして直接労働者の方々のお手元に賃金が支払われるような、そういう仕組みをまず第１弾として考えていきたいと思えます。ただ冬場の仕事と、冬期間の仕事ということになりまして、なかなかいろんな意味で制約を受ける部分がございますけれども、そういうところは知恵を出していきたいというふうに考えてございます。これで十分であるかどうかということの検証もさらに加えながら、この後のことについては、さらに内部で検討していきたいというふうに考えてございます。

また、町職員の一部手当の商品券による支給について。この関係については１９年の３月の議会においても坂本議員から同様のご質問をいただき、当時、私は法的な問題も含めて検討させていただきたいとご答弁を申し上げたかと思えます。その後、商品券、地域内で活用して地域の連関する経済活動を押し上げていくような、そういうことができないかということで、内部検討を行ったところでございます。手当とはちょっと離れますけれども、まず一つ検討したことといたしまして、自治会への活動交付金の一部を商品券にできないかということを検討いたしまして、関係団体とも相談を進めました。けれども、自治会の活動経費、従来からほとんど地元発注だというようなことで、それを商品券化するというところでの効果は、あまりないのではないかとということで、実施には至っておりません。また、職員の給料、私ども特別職はもちろんでありますけれども、またそのほかの議員の皆さんや、その他の委員の方々の報酬、こういったものを商品券で出すことについての法的な見解についても調べてございます。そういたしますと、労働基準法の中に給与支払いの五原則と言われているも

のがございまして、通貨払いの原則、直接支払いの原則、全額支払いの原則、毎月1回以上支払いの原則、一定期日払いの原則ということで、通貨払いというのが原則になっているということで、商品券ですとか、商品や小切手などでの支払いはできないということでございます。ただ、労使協定によって、定期券などの現物支給ですとか、給与の口座振り込みというものの、さらには退職金を小切手で払うというような場合については、同意があれば通貨払いしないということもできるような中身でございました。現状において、これらを判断したときに、報酬ですとか職員の給与、手当等、これを一部商品券で支払うということは法的にできないという考え方に至ったところがあります。ただ、地元の消費活動ということでのことであります。職員の親睦団体でありますけれども、職員厚生会、これら年間300万円程度の予算で職員の積み立てた会費の中から運営しておりますけれども、それらについては、地元商店での利用100%、景品などを出す場合についても商品券の購入というようなところで充てさせていただいておりますし、職員の地元活用というところも、こういうところから促しているところでもございます。また、後の議案でご提案をさせていただき、ご審議をいただくことになっております両商工会が実施をしております、プレミアム商品券事業、今回、国の補正の財源なども加えて、これを拡大をして今年度は対処したいという考え方を持っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 農業委員会会長。

◇農業委員会会長 担い手育成センターの関係についてお答えいたしたいと思います。社団法人北海道農業担い手育成センターは、平成7年に農業の担い手の確保と育成に関する事業を総合的に実施することを目的として設立され、主な業務といたしましては、就農促進支援活動、就農支援資金、研修教育体制の整備などであります。大空町農業担い手育成センターは、平成20年に農村地域の振興を図るため、北海道農業担い手育成センター及び地域の農業関係機関団体との連携のもとに、次代を担う意欲と能力のある青年農業者の育成確保に努めることを目的として設立し、主な活動事業としては、配偶者確保対策、農業体験受入対策、後継者育成対策を実施しております。これら町担い手育成センターの事業に関しては、道農業担い手育成センターと密接な関係があり、助言、協力をいただきながら活動しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。新規就農者の実績としては、過去5年間で66人、うち新規学卒45人、Uターン20人、新規参入1人であります。一般農業体験実習生の実績としては、過去5年間で6人であり、大学生は含んでおりません。

次に、担い手確保の課題についてお答えいたします。昨年より、戦後農政の大きな転換となる品目横断的に経営全体に着目した対策に転換する、品目横断的経営安定対策が始動いたしました。制度発足当初から農業所得が減少することが見込まれるなど、不安を抱えての営農であり、原油価格の高騰、バイオ燃料に関する穀物、飼料価格の高騰など、農家経営に影響を与える要因が重なり、大変厳しい農業情勢であります。また、平成19年12月、本町で農家への規模拡大の意向調査を実施した結果といた

しましては、経営縮小より規模拡大を希望している農家が圧倒的に多かったのですが、このような農業経営に厳しい状況下では、農地の流動化や利用集積の推進が支障をきたしかねない状況であります。農業委員会といたしましても、意欲ある担い手を支援、確保するためにも、今年度中に再度、意向調査を実施し、より一層の活動強化を推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

農業開発公社、担い手育成センターの合併についてお答えいたします。先ごろ、全国農業新聞で報道のありました財団法人北海道農業開発公社と社団法人北海道農業担い手育成センターの合併についての農業委員会としての対応でございますが、農業開発公社、農業担い手育成センター、農業会議の三団体が相互に情報の共有と連携の強化、効率的で利用しやすい体制の整備が求められている中、国の新たな農業施策の展開ともあわせ、道内の担い手関連施策の受け皿、実施主体の整備が必要となっております。関連する業務を一体的、総合的に推進する体制を整備し、来年4月に新公社を設立しようとするものであります。業務の規模、コストなどを勘案し、財団法人北海道農業開発公社を存続法人として、社団法人北海道農業担い手育成センターを統合し、北海道農業会議とは業務提携を図り、既存の三団体の担い手育成関係の業務を一本化し、担い手育成支援セクションを新たに設け、担い手育成、確保対策の総合窓口として利用者等への利便性を高めるとともに、地域の関係者等に対して総合的な支援を行うとするものであります。統合により、新たな支援策等が実施されるものではありません。農業委員会の対応といたしましては、支援策等によってはそれぞれの団体と協議し、お願いしていたところではありますが、統合により利便性が増し、今まで以上に利用しやすくなることから、より一層活用してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

統合による農業委員の業務負担増と、農業委員会予算についてお答えいたします。統合により委員1人当たりの担当面積等がふえたことによって業務が増加したことは事実でございます。統合前は選挙委員23人、選任委員10人の計33人で、現在は選挙委員18人、選任委員7人の計25人、計8人の減であります。統合による選挙委員の数、選任委員の数は法律で決められており、本町の場合は選挙委員20人以下、選任委員については議会推薦4人以内、各団体1人とされております。ご承知のとおり選挙委員の定数につきましては、統合に伴う協議会で7回にわたり協議を重ね決定したところでございます。選任委員についても統合することにより人数が減ることは当然であります。管内市町村の農地面積、農家戸数、選挙人等の規模から見ても、本町の委員の数は多い方ですので、ご理解いただきたいと思います。農業委員会関係の予算につきましては、委員数が減ったことにより当然、統合前より減少となっております。また、委員会の統合、委員の改選等により新人の委員が多い中、研修する機会が多少不足しているように思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ答弁ありがとうございました。町長答弁の中にWTOの交渉経過の

話が出てきておりましたが、その対象品目、日本は8%を目標をしているけれども、4%ないし6%で議長案として提案されるのではないかなという話もしていただきました。その中で一番影響を受けるのは、北海道の作物ではなかろうかなという感じがしております。あわせて経済連携協定EPA、FTAの関係の交渉もオーストラリアとか、また時間を迫って、ほかの国とも当然要請をされてくるのではなかろうかと思います。そういった中で、国内的には先ほど言いましたように、水田・畑作経営所得安定対策ですとか、そういった中で、今の作付体系ではかなり影響をこうむっているというのが実態です。これが3年をめどに見直させるというのは、当初から言われておりましたけれども、果たして、その3年の間持つかどうかというのが、ちょっと懸念されるところでもありますし、農業委員会の会長の答弁の中にも、当初は規模拡大の部分、要するにそういった意向調査の結果も出ておりました。この辺の兼ね合いの問題なのですが、今大空町、女満別農協の大きな販売の方法としては、やはり農協経由、ホクレン経由というのが系統販売が主であります。主でありますけれども、実際、それが農家の手取りとしては減少している、昨年。ことし、若干手当てはされるのでしょけれども、大きな所得にはつながっていないというのが現状にあります。そういった中で、果たして今の大きく分けた小麦、ビート、バレイショ、大豆含めて、これが経営安定対策の対象作物になっているのですが、女満別地区の平均の耕作面積が大体、高台、低台含めて22町ぐらいですか。低台含めるともうちょっと下がるのでしょけれども、平均耕作面積がかなりの規模になっております。いろいろ試みる高収益作物に転換するということは、簡単には言えるのですが、面積を確保するという意味では、なかなかこれは簡単にはいかないことであると思います。私も畑作の生産者の一人なのですが、現状の中では人手を使うことも、ある程度制限されてしまいますし、どうしても今ある機械力に賄えるものでしかないというのが実態としてあります。そんな中で、正直言って、私も息子いるのですが、帰ってきて農家をやらないかというのが、なかなか言えないことですし、言ったとしても後の保証は、私自身としてはちょっと見つけられないということから、そういった話もできないでいるのが現状なのですが、やはり行政としてやれることとしては、上部団体にかけ合って、かけ合うと言ったらおかしいですけども、要請を大いに強めていただく。それから、農業協同組合と制度について、もう少し女満別地区、東藻琴地区含めた現状と、それから生き残る道と、あわせてやっぱり大いに連携を取りながら進めていっていただかなければならない現状にあると思われます。私自身の経験といいますか、私だけなのかもしれないですが、今まで、ある程度国の制度のもとで作付していれば、まあまあ生活できていた期間がかなり長かったものですから、あまりこういった制度の変化によって経営自体を考えさせられるというのは、経験が少ない関係で、どちらかと言うと、これは私自身も反省しなければならないのですが、自分で考える力というのが、持たなければならないといいながら、なくてもよかったという時代がしばらく続いていたものですから、非常に危機に対する経営転換みたいな部分というのは、そういう部分においては経験がないというか、鍛えられてなかったというのが、現状としてあります。そういった中で、やはりいろんな方向性についても、行政、農協、関係機関、町長の答弁にもありましたけれども、そういったいろいろと情報交換をしなが

ら、果たして女満別はどんなふうな方向で進めていったらいいのだろう、大空町としてはどういう農業政策が適しているのだろうかということ、いろんな面で、我々も含めた中で協議、検討していかなければならない、今大事な時期ではないかというふうに考えているところなのですが、その辺の考えについて、町長としてどのような農業、これからやはり基幹産業としての位置づけは変わらないと思いますので、この難しい時期の対応についての考えを改めてお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 WTOの関係、一つは、正直言いますと、7月で一たん交渉が決裂したときには、しめしめと思ったような部分もありましたけれども、ここに来て、世界的な経済が揺らぐという中で、こちらのほうの貿易交渉も進めなければならないというようなところから、急転直下、年内合意を目指してということで、議長案なども出てきているということでもあります。けれども、世界的な交渉ほどではありませんけれども、やはり私どもの地域のこと、そこを第一優先で考えますと、前に文化会館で総決起大会をやった、その気持ちというものが、まだまだやはり強いものとして残ってございます。何とかその交渉の中で、例外的なその取り扱いをできる品目の数を少しでも多く獲得をして、私どもの地域農業の影響の少ないところでの妥協点というのを見出していきたいと、そんなふうな念願を持って、考え方を持っているところでございます。また、農業の関係でありますけれども、最近、出席をさせていただいた結婚式、農業の後継者の方の結婚式でしたけれども、郵便局にお勤めだった方が辞めて農家を継がれるという方でありました。お父さんいわくには、本当に帰ってきて農家をやるよということで、よかったのかなあという、そういう心配も正直あるのだということをお話されていたのを思い出しました。大変そういう意味では、農業の現場も手放しでそこを支えてくれということと言えないということでもありますけれども、今振り返ってみますと、どの職業をとっても大変厳しい状況が、今の状況ではないかなというふうに思っています。私も息子もおりますし、今家で少し手伝ってはおりますけれども、本当にいいのかという、やはり疑問も抱えながら、親として接しているのも事実でございます。ただ、若い世代であれば、いろいろなことを体験しながら、やはりその中で職業観というものをつくっていただいた中で、就農していただくのが本当は一番いいなと。そういうことから考えると、農業の政策そのものの中に、農業というものが魅力ある職業だという位置づけになるような、そんな施策展開になるように、私どもは訴えていかなければならない、そんなふうと考えております。また、規模拡大が、今までこの農業経営を乗り切ってくる大きなポイントであったかというふうに思います。けれども、規模拡大というところで、農地増勢などで、農地がふえるという部分はいいのですけれども、現状、今の時代で農業基盤整備で農地造成というのは、ほとんどなくなってまいりました。そういうところでの規模拡大ということは、一方では農家戸数が減った中で、その引き受け手として規模拡大ということにつながっていくと、両面があるかと思います。そういうことから考えると、やはり私どもとすれば、結果、そうなることはいたし方ない部分もありますけれども、また別な経営のあり方

というところもご提案をしていかなければならないのだなというふうに考えております。ですから、私、今までも農政の関係でのいろいろなご答弁を申し上げましたけれども、一方で規模拡大ということも必要なことではありますけれども、町としての対応とすれば、別の提案という形で、何とか地域の農業、さらには農家を、さらには地域社会を守っていかなければならないというところからご答弁もさせていただいております。ですので、そういう視点から、町として応援できるところはないかということで考えてご答弁をさせていただいたのが、先ほどの内容になっているということです。ただ、先ほども言いましたように、私どもの町は大規模な酪農であったり、畑作であったり、そういう方々を主体にされている方が多いわけで、そのことを抜きに考えるわけにはまいりません。そういうことから、JAですとか、さらにそういう農業関係機関の役割というものが、非常に大きいものがあるのも事実ですし、そういうところと十分連携を図っていかなければならないということも、肝に銘じているつもりであります。ただ、そういう組織は、組織として大きい部分でありますので、小回りのきかないところも中にはあるのではないかと、そういうところのお手伝いを、私どものような行政組織が提案をさせていただくということが必要なのではないかなというふうに考えてございます。そういう中で、いろいろな多様な販売の仕方、アプローチの仕方というものを、農業の関係団体と連携をして、提案をさせていただきたいというふうに思っております。また、新しい作物をつくる、そのことというのは大変勇気のいることでもありますし、金銭的にも経費のかかることだと思います。野菜などのものを新しく取り入れると、その人件費だけで莫大なものになるとか、また関係する機械を入れれば何千万円にもなるというようなものもあります。そういう意味では、なかなか簡単に転換ができるというものでもありませんし、新しい新規作目を導入するということは、大変勇気のいることではあります。けれども、やはりご自分の経営というようにところを考えていただきますと、いろいろな選択肢の中から場合によっては、そういう選択肢を選ばれていく方も、過去の例からもあるのではないかと。そういうご提案も一方でさせていただく、そういうことが必要ではないかなというふうに考えてございます。どれか一つだけを推進すればというか、進めていけば解決するという問題でないだけに、いろいろな提案をさせていただいた中で、農業者の方々のご判断もいただけるような、そんな農政活動を、町としては進めていきたいというふうに考えておりますので、そういう立場から、またアドバイスをいただければなど、そのように思うところでございます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ありがとうございます。私も含めて後継者の定まっていない農家が、まだまだほかに大空町にはあります。恐らく、多分ほかの方に引き継いでもらうような事態も多く出るとは思いますが、その新たな人が引き受けても安定した経営につながるようなことも、あわせ考えながらこれから進めていっていただければと思います。

次に移りたいと思いますが、不況下における制度、施策についてなのですが、私も若いころといいますか、確かもう40年ぐらい前の話だと思うのですが、冬期間、

救農土木工事とかという名目のあのころは、やっぱり農業者が対象になっていたのだったのかなと思うのですが、冬の期間、川の土砂上げですとか、そういった作業というか、作業メニューがあって、その冬場の収入につながっていたというような記憶があります。積極的に公共工事を云々という、先ほどの答弁の中にありましたけれども、既成の予算の中で、いろいろ工夫をしてみたいというような話がありましたけれども、やはり今現状として、大きく仕事が減っている中で、失業期間の6カ月を満たさない人が出てきているという話も聞きますし、一時金として50日分支給されていたものが、40日分とか30日分とかということで、減らされているという現状下にもあるようです。そういった中で、具体的に今、仕事としてあれば、これはそのまま継続していただくと結構なのですが、たまたま少ない中から溢れる人もかなり出てくるのではなかろうかと、そのように思います。そういった人の部分を少しでも、こういう危機的と言っても言い過ぎでない状況の中では、やっぱり行政として少しでも手助けになるような方策は考えていかなければならないと思いますので、この点について改めて、既成の予算でも使い方の工夫という答弁いただきましたが、年明け、補正でも組んでというようなことも考えられるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 大変経済の状況が傾いてきている中で、不安を抱えてお仕事をされている方々、また私どもの地域は冬期間ということで、そういう中で仕事がなかなか見い出せない方々というのもしらっしゃるのではないかと考えております。私がこのような経済状況になってきたときに、年末の支援対策として、生活困窮者の資金対策が必要かどうか、社会福祉協議会と協議を進めるように指示をしたり、また国の一次補正の関係で、どのような形でその効果を地域の中に発現させていくか、そのことについて職員に検討させたりしたときの一つの項目として、昔、議員と同じような発想で救農土木事業と言われるようなものもありましたし、失業対策と言われるようなものもあったと。そういう形での景気の扶養といいましょうか、地域の経済を支えることも含めて考えるようにというような指示も出しておりました。そういう中で、先ほど既存予算のということで話をさせていただきましたけれども、具体的には除雪など、機械で行っている部分、これは駅の跨線橋の部分でありますけれども、こういったものは、機械力で除雪が必要ないような形にしておりましたけれども、そういったものを組みかえをして、実際に賃金としてお支払いできるような、そういう形での予算に組みかえられないだろうかということを現在検討してございます。また、河川の周辺の不用木の除去ですとか、道路の路肩の支障木、枝の除去、そういったものについて、現在まずは、既存予算の中での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。そういったもの、現在の既存予算は200万円程度ぐらいになるかと思いますが、まずそういうものを執行させていきたいと。また、今補正という話もありましたけれども、内部としては、今回やるのが非常に効果があるかどうか、そういうものを考えながら、また今回のような対応だけで十分かどうかということ

考えながら、その次のことについては、また改めて考えていきたいというふうに思います。現段階で補正までのところに言及するということは、ちょっと答弁としていかなものかなというふうに思いますけれども、この効果等検証しながら、次のことについて、また考えていきたいというふうに思いますので、いろいろな事業の創出の仕方、そういうところではアイデアがあれば、またいろいろご指導をいただければなどというふうに思っています。そういう考え方で、今年度について対処していきたいというふうに思いますので、何とぞご理解をお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 答弁をいただきました。金額的に既存の予算で何か振りかえるというようなお答えをいただいたところなのですが、これは住民にとって安心感を与える一つの方策になると思います。この急場を、何とか行政として考えてくれているという部分が、効果としても大きいのではないかと思いますので、これにつきましては、早急にいろんな形で実施できるような方策を、ぜひ取っていただきたいものだと、そのように思います。またあわせて法律的に商品券の支給というのはできないということは理解できたところですが、率先して町内で購買、消費活動を行っていただくよう、これ皆さんでそれぞれが自覚しながらやっていければよろしいと思いますので、この辺もあわせてお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどの説明した関係については、時期を逸しないようにPR活用といいましょうか、周知活動とあわせて事業実施にといいいましょうか、取り組めるように努力をしてみたいと思いますし、その効果、状況等見ながら、その後のことについて、また検討させていただきたいと思います。ただ、第1回目の答弁で申し上げましたように、冬期間の制約を受ける部分が非常に多くて、職員からもアイデアとしていろいろなものが挙がった分もあるのですけれども、冬季節ということで、断念をしなければならなかったようなものも正直ございました。そういうようなところで、さらに工夫が加えられないかどうかということについても検討していきたいというふうに思います。

また、地元の消費活動ということは、これは地域の商工業者の方々から常日ごろから言われている部分でもございます。公的な部分、私的な部分、いろいろありますけれども、公的はもちろん、私的な部分についても地域の消費活動があって、地域そのものが成り立っているということについて、職員、それ以外の方々にもPRできるように、ご理解をいただけるように努力をしてみたいと思いますので、皆さん方からもまたご指導いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今町長から、冬の期間の採用として非常に限られるということがありましたけれども、ことしの動向を見ますと連休明け、仕事始りが非常に遅かったという経過もありますので、雪がなくなれば、そういったこともできるというものが、これは新年度予算になりますが、そういったことも含めてPRしていくことによって、一種安心感につながるのかなと、そういうことも考えたりしますので、当然、雪の下ではできないこと、春先早く、年度がわりの早い時期から、何かしらそういった対応がとれるというようなことも、あわせてPRの中でしていただければありがたいと思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 ただいま、新年度予算の編成作業に入っております。その折にも、今いただきましたご意見、念頭に置いて対処できるようなものがないかということを考えながら進めてまいりたいと思いますので、またよろしくご理解を賜りたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 本題に入る前にちょっと触れたいことがあるのでありますけれども、過日の女満別地区の広範囲にわたって長時間の停電の発生について触れたいのであります。多くの住民から声が寄せられまして、特に独居の高齢者世帯、2人世帯の皆さんの不安が極めて大きかったようであります。停電に対応すると、ろうそくなどを使う不始末の火災の発生が幸いにして起きませんでしたけれども、防災の観点からもそうしたことに対応する、町の広報車を出動させて迅速な広報活動といいますか、行動が必要だったと私は思います。停電の原因についても消防に私も問い合わせたわけでありまして、その時点では、その後についても不明でありますし、報告も受けておりません。停電による2次被害の発生の予防対策としても、きめ細かな対応が不足していると苦言を呈したいのであります。住民の目線に立つ行政対応に心がけていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

さて、通告に従いまして、まず大きな2点を通告いたしております。1点目は、指定管理者制度の現状と課題についてであります。小泉構造改革の流れの中から民間にできるものは民間へ、民間活力を生かすということであるでしょうけれども、そうした制度の理念と大空町が求める目標についてお聞かせを願いたいと思います。Bといたしまして、現段階での成果と問題点についてお聞かせを願いたい。Cといたしまして、課題の改善策と今後の展望についてということでございます。それぞれ町長、後ほど関連で教育委員長からもご答弁をいただきたいものと考えております。

大きな2点目であります。住民参加型のミニ市場公募債についてということを通告させていただいております。その前提といたしまして、我が町の中長期的な財政の健全化についてまずお聞かせを願いたい。Bといたしまして、財政への住民参加を促進する手法としてミニ市場公募債をどう考えているのか、そのことについてもお聞かせを願いたい。Cといたしまして、例えば今日の前の課題になっております小学校の建てかえなどに積極的な導入を図る考えはないのかどうかお聞かせを願いたい。あるいは、小学校の建てかえに関することについて別な手法の住民協力を考えているのか伺わせていただきたいと思います。それぞれ町長、教育委員長からお聞かせを願いたいと、このように思っております。

1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員から2点にわたって一般質問のご通告を受けておりましたので、私のほうからまず答弁を申し上げたいと思います。

指定管理者制度につきまして、平成15年の9月に地方自治法が改正をされ、この制度が導入をされました。本町においては、合併後、平成18年の9月から順次導入を図ってきたところでございます。一般論としてこの指定管理者制度、これは民間事業者の方々の有するノウハウを広く活用することが住民サービスの向上に有効であるという考え方、そういうものが1点はございます。また、職員の人件費や施設の維持管理に係る経費の縮減も期待できるのではないかとという考え方に基づいてこういう法改正がなされたというふうに受けとめております。しかしながら、経費の縮減という視点に立ってみますと、私どもの地域においては受け皿となる団体や会社、事務所というものが限られているというふうに思いますし、対象の施設というものも極めて少ないということから、経費節減というところは多くは期待できないのではないかと、そのように認識をしております。しかし、一方で先ほど1番目に申し上げました民間の方々のノウハウを活用したサービス提供ということを考えますと、有効だと判断できる施設がいろいろなところにあるなというふうに思っております。そういったことから、この制度を導入いたしてきているところでございます。私は、町と指定管理者というのは公共というものを担う新しい形、パートナーではないかと、そのように考えてございます。この制度そのもののもとの意味もありますけれども、地域の中で行政と指定管理者となられる方々がその制度をよい仕組みとして取り組んでいく、そういう姿勢が必要であり、そのようなことを私どもとすれば期待を申し上げながら

タッグを組んでその管理に当たっていききたいと、そのように考えているところでございます。現段階で本制度の導入施設は、平成18年に3施設、19年に8施設、20年に3施設の合計14施設が指定管理者制度になりましたけれども、東藻琴村農業協同組合の合併に伴い農業振興センターが除かれた関係上、現時点では13施設について指定管理者を導入してございます。これらの効果ということについて今現在受けとめておりますのは、利用者の増というものを指定管理者の方々がいろいろな工夫で図ってくれている、特に自主事業を実施をしてその利用者の増加に取り組んでくださっている、また管理運営技術や専門技能を発揮されながら適切な維持管理、今までのサービスと変わらない、またそれ以上の維持管理に努めてくださっていると、そのように感じているところでございます。

具体的に施設について何例か申し上げたいと存じます。ひがしもこと乳酪館においては、入館者の増が図られております。乳製品の販売額等についても増加している状況にございます。藻琴山温泉芝桜公園においては、今年度入園者が増加いたしました。また、自主事業といたしまして園内の遊覧車を導入をし、収入の確保を図られているという取り組みもございます。メルヘン公園においては、農産物の講習会の開催による町民への学習機会の提供や特産品の開発、販売、またドッグランということで犬の運動場というのでしょうか、そういうものを設置するなどの自主事業により入り込み客数を伸ばしている状況にあります。女満別農業構造改善センターでは、物販等の自主事業も行っておりますし、従来加水し温泉を提供しておりましたけれども、今のブームの中でかけ流しがよいというようなことから、自然冷却をもって対応するというようなことで温泉の泉質の改善といいたしまししょうか、向上に努めているという部分もあります。また、障害を持つ方々の雇用の場の提供、確保というところにもつながっているのではないかと受けとめております。朝日ヶ丘公園では、自主事業としてパークゴルフ大会を開催したり、また専門的な技能の活用によって芝管理が向上されているということでお褒めの言葉もいただいている部分もございます。また、休日を返上しての開業や開業期間の延長ということで利用者へのサービス向上を図っている部分もございます。女満別研修会館、ゲートボールセンター、こちらも子供お菓子づくり教室などの自主事業を展開しているところでございます。また、両地区の図書館では、読書研究会や文章教室、読み語りの時間等の自主事業を展開しておりますし、通常でいいますと利用頻度の少ない和室などを活用いたしまして赤ちゃん絵本の部屋などというものも行ってございます。図書館の利用者へのアンケート調査などを実施して、利用者の方々のニーズを把握した、そういう取り組みを進める努力もいただいております。また、両地区の海洋センターでありますけれども、プール回数券の発行ということも新しく行われてまいりましたし、専門職員、アドバンスインストラクターの配置ということも指定管理者の中でご努力いただいているところであります。このようにいろいろな自主事業の展開など今までとは違った創意工夫を凝らしていただいているものと思います。導入した1年目というのは、なかなかそのところまで手が回らなかった、今までの施設をどのように維持してきたか、基礎的なことを築くのに多少時間がかかった部分もあるのではないかというふうに思っておりますけれども、そういった

マニュアル的なものがある程度確立をされ、それ以降、2年目以降いろいろな経験とアイデア、そういうもののご努力によって新たな効果が出てきているものと、そのように感じております。

ただ、問題点もございました。施設そのものや、また設備、備品等の損傷、どの施設を見てもそう新しいものではありませんので、そういうところの修繕などが発生してきております。経年劣化によるものというようなことで、ある程度は指定管理料に修繕料を含めておりましたけれども、19年度においては多額の修繕料が必要になるような場面が多々あったということが大きな問題というふうに感じております。当初予算に計上していなかったということから、19年度の対応は町の予算の予備費の流用ですとか、補正予算をその時点から組むというようなことで迅速な対応がとれなかったということがございました。そのため20年度においては、当初予算において各指定管理者の施設に関するおのおのの科目に修繕料をある一定程度の額予算計上させていただくという形をとらせていただいております。毎月業務報告書というものが提出をされるわけでありましてけれども、単に任せきりではなくて、先ほど言ったパートナーという関係の中で民間事業者の方々と担当課、適宜打ち合わせを行うようにということを常に申しております。その都度いろいろな課題等も浮き上がってまいりますので、そのことについてその都度、その都度改善に心がけるようにということで、こういった面についてもご努力をいただいているところだと感じております。

今後、まだ指定管理に移行していない施設もございますけれども、いろいろな観点からこのことについて検討を加えている最中でございます。町民の方々へのサービス向上につながるということが予想されるというか考えられるもの、また先ほど言いました民間の方々のノウハウが発揮できると思われるような施設、またわずかではあるかもしれませんが経費的な面も考えながら、今後さらに指定管理者のほうにお願いをする施設、業務というものをふやしていきたいと、そのように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、ミニ市場公募債の関係についてお尋ねをいただきました。まず、その前段として中期財政計画のことについて触れたいと思います。平成19年度におきまして大空町の総合計画が策定をされました。当然計画そのものもありますけれども、それに基づく具体的な実施計画、年度別の実施計画というものも積み上げを行っております。一方で、行政改革大綱に基づく行政改革の推進計画というものもつくっております。これらを連動させて財政計画というものを策定しております。これらについては、総合計画もそうでありまして、毎年度事業の見直しを行っていくつもりでございます。当然新たな事業が出てくる可能性もありますでしょうし、そういった中では盛り込まれている事業を取捨選択、優先順位等勘案をして見直しを行わなければならないものというふうに考えてございます。平成19年度の決算、さきにご審議いただいたところでございますけれども、その中でも報告いたしました。また、新聞報道でもありましたけれども、本町における19年度決算の実質公債費比率は24.3%と網走支庁管内の中では最も高い水準に位置しております。また、将来負担比率、こちらは142.8%と管内で4番目に高い水準でございます。昨年度土地改良資金の繰上償還を実施をいたしました。また、本年度も政府系資金の高金利のものの繰上

償還をする予定であります。また、これは女満別町時代からでありますけれども、平成16年度以降プライマリーバランスを念頭に置いた起債の借入れ、償還というものを実施をしてきております。こういったものの効果というものがあらわれるのは実施をした年度から数年間、3年から5年ぐらいたって実際の数字に影響が出てくるということでございます。平成20年度以降先ほど申し上げました数値等は低減をしてくる、そのように思っておりますし、また平成24年度までには実質公債費の比率を18%以下にするという目標を掲げておりますので、これは着実に実施をしていかなければならない、そのように決意しているところでもあります。また、先ごろのいろいろな会議の中でそういうことを町民の方々にしっかりと説明していく姿勢というのも大切だというふうにご指摘をいただいた部分もありますので、今後予定されております懇談会などでこういった内容についても説明を加えていきたいというふうに考えてございます。

そういう財政状況がありまして、ミニ市場公募債の関係でございます。議員が言われておりましたように、住民参加型ということで、このミニ市場公募債というのは住民の方々が行政に参画する一つの手法として資金提供を行うというところからの行政への参加意識を高めるということが大きな目的の一つではないかというふうに思います。もう一点は、町が行う借金、地方債の形式の中で資金を調達をする、政府系資金を借入れる、また民間から資金を借入れる、そのとき町民の方々と、住民の方というところも広げて考えるということで、資金調達の手段の多様化が図られるというところのメリットがあるというふうに私は考えております。しかし、一方でいろんな条件ですとか課題の部分もあります。まず、当然1点目といたしましては、地方債という形式をとりますので、地方財政法に基づく起債の適合事業だということではなりませんよということが言われております。また、この市場公募債を発行するに当たって、町単独でも行えるわけでありまして、そういったものを商品として住民の皆さんに買っていただくノウハウですとかというものがまだまだ十分ではないですし、事務のこともございます。そういうことで従来といいましょうか、先進的に行われている自治体においても金融機関に引き受けをお願いし、販売をお願いすることが多いようでございます。そういった場合については、当然その販売の手数料というようなものも発生してくるという部分がございます。また、その先進の事例を見ましても、その償還にかかる年限というものが3年から5年、これは商品として売り出したときにお引き受けをいただく、つまり買われる側の立場に立ったときにこういうような年数が一番買い求めやすいということでの設定かとは思いますが、そういうものが多いということでございます。そういうことからしますと、通常施設などを建てた場合についてはもっともっと長い耐用年数の施設というところから、その資金の供給、さらに償還のものと施設そのものの耐用年数とにギャップが出てくるというものが少し課題ではないかと思えます。また、これも先ほどの商品という視点からなのでしょうけれども、通常の起債のように元利を毎年返していくということではなくて、元金の場合満期一括の償還というものがほとんどだそうでございます。そういうことになりますと、単に借金を先延ばしにしているというような意味合いにも取られかねなくて、そういう部分では町として財政運営というところで考えたとき

に有効かどうかというところで疑問となってくるような部分もあるということでございます。

こういったメリット、デメリット、両方あるのかと思いますけれども、今回の小学校事業についてのことでございましたので、そこに当てはめてどのように考えるかということでございます。今回女満別小学校の建築に当たっては、現在の計画の中では過疎対策事業債を充てて対処していきたいと考えてございます。これは、政府系資金であって起債の充当率が補助金を引いた後100%借入れをすることができ、その元利償還金の7割を交付税で措置をするという制度のものでございます。そういう起債でございますので、財政運営を考えたときには最も有利なものと、そのように判断をしておりますので、先ほど言った住民参加という視点はあるのですが、このところは過疎債の活用ということを第一義的に考えながら対処していきたいと、そのように考えてございます。ただ、全般的に見ますと、先ほど言った政府系資金と通常民間金融機関などから資金を調達する起債、2つに大別されます。過疎債ですとか辺地債、災害復旧事業債などは100%政府系資金でありますけれども、一般単独事業の一般事業や地域活性化事業、また私どもが借りることができる合併特例債の事業、地域再生事業、そういったものについては、これは100%民間資金で対応しなければならないということになってございます。そのときに単に金融機関からお借りをするのか、住民の方からお借りをするのかという判断になってこようかと思います。先ほどのミニ市場公募債のメリットというところなども考えますと、住民の方々がその資金提供という形で参加をしたという気持ちを酌むことが必要なもの、また資金の額が余り大きな額ではなくて住民の方々が引き受けていただける可能性の範囲のもの、そういうようなものを考えながら、多少の先ほど言った手数料ですとか、一括償還ですとか、短い期間だというようなリスクがあってもご理解がいただけるようなもの、そんなものを今後ミニ市場公募債としては考えていくべきではないかと、そのように思っているところでございます。ただ、ミニ市場公募債ということの内容というのは、まだまだ町民の方には十分ご理解いただけていないものと思います。ついに町も国から借金ができなくなっておれらに借金を頼むのかというような間違ったメッセージが伝わらないように、いろんな形で今後こういう内容についてもPRをしていかなければならないと、そのことをまず前提に考えながらいろいろな検討を加えてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上申し上げまして、1点目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 女満別小学校改築に係る部分だけご答弁させていただきます。

女満別小学校の改築につきましては、高額な事業費となりますことから、町の一大事業と認識しております。教育委員会といたしましても、安全で安心して授業が受けられる教育環境の確保について検討を進め、皆様のご協力により、本年基本設計、来年度着手といった計画で進んでおり、改めてお礼を申し上げます。

地域の学校として女満別小学校は多くの卒業生を輩出し、長年母校として親しまれてきており、地域が学校を育てているという一面から女満別小学校の改築にも町民の皆さんの参加が不可欠であると考えております。現在女満別小学校卒業生を中心として女満別小学校改築協賛会が過日立ち上がり、よい学習環境整備のために動き出したところでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ町長及び教育委員長から懇切な答弁をいただいたところでありますが、私は教育委員長からの答弁とは関係するのですが、触れていないのですが、指定管理に関することについて再質を続けたいのでありますけれども、指定管理者への職員派遣や発注者側である執行権者の役員が就任するという現実が存在しているわけでありまして、これは好ましくないとは私は実は考えてございまして、問題点にも挙げられていない、そのことについてどのように考えて今後はどう改善していくのかということを町長に改めてお聞かせを願いたいと同時に、あわせて財団法人育成事業協会の理事でもある教育委員長にお考えをお聞かせを願いたいと、このように思っております。まず、その点からよろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、職員の派遣等発注者側と受注される方、同じ身分の者がいるということとであります。実際には産業開発公社でありますとか、青少年育成事業協会、藻琴山温泉管理公社、こういったものが設立された時代からいろいろな変遷を経て今日に至っております。先ほど言いましたように、平成15年には地方自治法の改正がありまして、指定管理者制度というものが後発で出てまいりました。先ほど私が言いましたように、課題のところでは触れませんでしたけれども、私どものような地域においては受け皿となり得る会社、民間の方々というのがそうたくさんあるわけではないというようなこと、それから先ほど申しましたように、いろいろな団体ができてきた経過などから、そういうところに結果としてお願いをすることになった、そういう経過がございまして。過去にもこのことについてはご質問をいただき、現在合併をした後、職員の適正定員管理等についても取り組ませていただいていることがあって、そのことも踏まえながら派遣をしたりしている部分もあります。けれども、今後、前にも言いましたように、順次進めてきておりますけれども、派遣という形ではなくて、その後の例えば勤務であったりというような形に少しずつ移行してきているつもりでございます。これについては、ある程度お時間をいただきながらしかるべき形に向けて取り組んでいくということでおりましたので、あえて今回の部分については入れませんでしたけれども、そういう形で取り組ませていただいているということでございます。また、特別職が役職員になっていた関係のものについて、できるところは外させていただけるように財団等のほうにもお願いを申し上げ、ご理解をいただいたところでもございます。順次そういう形を進めてきているということでご理解を賜りたいと存じ

ます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 青少年育成事業協会は、昭和56年の設立以来平成16年度まで教育長以下教育委員会の職員が事務局のすべての役職を兼務しておりましたが、教育委員が理事についていたのもそうした体制下のもとでと想定されます。道教委から兼務体制の問題点についての指導を受け、平成17年度から役場職員の派遣体制を改善しましたが、その派遣体制が整備され、円滑な移行を図ることを意図して教育長は会長職から常務理事にとどまっておりました。19年度から指定管理者制度がスタートするに当たり、青少年育成事業協会が指定管理者となることが想定されたことから、教育長は常務理事を辞任いたしました。20年度に入り、職員の派遣体制や青少年育成事業協会の指定管理者としての運営状態及び教育委員会との連携体制も整ってきたことから、教育委員の理事を辞任することが妥当と判断し、辞任を申し入れ、20年度末で受理される方向にあると伺っております。今後教育委員が引き続き理事の職についてかどうかの主体的判断、あるいは選択はひとえに青少年育成事業協会にあることと考えております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ町長と教育委員長から誠心誠意答弁をいただきました。私の質問の趣意を理解をしていただいて改善がされると、このように思っておりますので、今後ともその点について十分配慮してお進めをいただきたい、このように申し上げておきたいのであります。

引き続きまして、指定管理者の関係であります。具体的な例も挙げながら申し上げたいと思います。女満別農業構造改善センターにおける、過日決算審査の席上でしたか、指摘をさせていただいたわけですが、修繕費が10万円以上にわたるものについては、当然本町の施設でありますから、やらなければいけないのだけれども、結果において100万円を超える問題についてどのように対応するかということについてそれぞれ聞かせていただいた過去の経緯がございます。そのときは、簡単に言うと、厚意に甘えるというようなお話がございましたが、この辺の判断について改めて確認したいのですが、施設修繕を指定管理者による、今回の事例ですね、寄附行為とみなすのか、そのことについてをまず1点目お聞かせ願いたい。

2点目として、仮にそうだとしても保全台帳や、あるいは財産台帳にこのことは記載されることに行政側としてはなっているのか、記載されるのかどうか、私は記載されるのが望ましいと考えておりますが、そのように現在しているのかどうか、2点目としてお尋ねしたい。

3点目として、当該の指定管理者側は年間運営経費の中から修繕費または雑費として支出するということに結果的になっていくと思いますけれども、税務上の問題が発生しないかどうか心配なのであります。修繕費等を経費として税務当局から認められ

ない場合、このケースです。これは、Q&Aにも出ているのですが、指定管理者に関する、非常に微妙な問題をはらんでいるのです。このことについて税務当局が経費として認定をしない、その際にはどういうふうになっていくかといったら、長期前払い費用という資産認定をされるケースがふえるということが予想されているQ&Aが現実存在しているのです。このことについてどのようにお考えになっているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 具体的な表現はございませんでしたけれども、過日の決算審査特別委員会の中で構造改善センターの床を指定管理者側が直した関係かというふうに思います。

(何事か言う声あり)

◇町 長 床、タイルですね。床タイルを直した関係かというふうに思います。当然通常の修繕ということについては、多額のものになるものについては両者協議をして、その中で判断をしていくということでございますけれども、今回この件につきましては指定管理者側からの申し出があって、その内容をお聞きをいたしました。そういう中で団体としての会の運営のことももちろんあったのかと思いますし、今後、何年間の指定管理を行っております。その中でお客様に快く使っていただくために自分たちでそういう施設改修を行って、さらに利用者の方々の増加も図りたいというような考え方もあって、そして今回直したいというようなことがありました。申し出があって、そういう中で内部で検討した結果、そのことについて了解をするという形をとりましたので、一方的な寄附行為という形については受けとめておりません。

また、そのことが財産区分上何か特別な記載になっているかということについては、特段記載している状況にはありません。

また、税務上の問題等については、その点についていろいろな問題が発生し得る可能性があるのではないかというご指摘をいただきましたけれども、私どもが最初にこの申し出を受けたときに、いろいろな状況の中で問題ないのかということでおおかつ念を押して確認をさせていただいた中で、結果として実施をしたいというようなお話でしたので、それ以上の内容については私自身は詰めておりません。もし担当のほうでそういうような内容を聞いているような、取り扱いを考えていて、そのことについて協議を受けているようなことがあれば、今この後答弁をさせたいと思います。今私のところでお答えできる状況についてはそのようなことで、あくまでも協議ということで、協議はもちろんいたしましたけれども、申し出があった中で十分協議をさせていただいて、それで向こうの意思を尊重させていただいてこの取り扱いについて了解をしたということでございますので、この点についてもぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 寄附行為とはみなさないという見解のようであります。それは、そうだと

うことで意見の分かれるところがあるかもしれませんが、さておいても保全台帳だとかそういうものについて、町長答弁によると、記載現在していないと、こういうふうに言い切っているのかどうかということについてもう一度確認をさせていただきたい。

さらに、税務上の問題について、良好な指定管理者と行政側との関係からいうと、今後こういった事例がどんどん頻発するようでは桎梏になりかねないと私は判断しているのです、経緯は経緯として。これは、前例になってはいけないというふうに私は思っておりますから。なぜならば、公共施設、公の施設というのは町の財産なのです。ですから、指定管理者制度に基づく設備投資ができるケースの場合も触れられておりますが、こうしたものについては好ましくないとは思っているのです。ですから、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 そういう答弁でいいのかということでありますけれども、現在財産台帳等に記載はしてございません。その判断というのは、大規模な改修等を行った場合には財産台帳の記載そのものを訂正していくというようなことがありますけれども、今回あの施設の中でのタイルの張りかえというようなことでいいますと、指定管理を受けている側からの金額からすれば、それは大きい金額なのかもしれませんけれども、施設全体とすれば軽微な内容の変更であるというふうに私どものほうでは受けとめておりましたので、特段の変更というような内容の記載をしていないということでございます。

それから、このことが前例になっては困るのではないかというふうに思いますけれども、私どもも全く特異な例ではないかというふうに感じておりますし、そのように受けとめていろいろな申し出があったときにお話をさせていただいた経過がございます。今後もしこういうようなことが発生する場合、これは金額の過多ではないのかかもしれませんけれども、税上の問題、そういうようなものがどういう位置づけになるのかということもはっきり確認をしておきながら、そのことも相手に伝えながら対応をしていきたいというふうに考えております。自主事業なども取り組んで、例えば収入を伸ばされるというようなところも今後はある意味出てくるのではないかと。そういったときにも、当然それはその団体の所得となっていけば、そういうところで税上の問題というものも発生するというようなこともあるのではないかと、そんなふうに思いますので、全体的にその法人、受けられている法人の方々の会計の状況等、余り私どもが首を突っ込んでどうだこうだと言うことではないですけれども、十分そのこともお考えの上でどのようにご対処していただけるかということについて話すように努力をしていきたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 実は、特に保全台帳の件、基本的に町長の答弁、僕は了としたいと思っておりますが、行政と民間をつなぐ指定管理者のポータルサイトというところで指定管理者

のQ&Aというのをつくっているのです。ここを見ると、解釈いろいろあるかもしれませんが、こういうケースの場合には行政側の対応として保全台帳という帳票に記載される場合が多いようでありますという指摘がされておりますし、そう運用すべきだというふうに読み取れるのです。今後の検討課題として、今現在は記載していないということでもありますから、保全台帳というものがどういう性格のものであるかということについても私もまだ不十分でございますが、Q&Aには出ているのです、行政側の対応として。ひとつ検討してください。今すぐ答弁を要するとは申し上げません。それ以外については、考え方としては基本的に了としたいと。密接に指定管理者間における良好なコミュニケーションを図ってもらいたいということをその点については申し上げておきたいと思います。

続きまして、ゲートボールセンターにおける人身事故による損害賠償を経験したわけであります。これを別な形でいいますと、安全配慮義務違反、あるいは衛生管理不備、施設備品による損傷、個人情報漏えいなど、指定管理者に伴う幾つかのリスクというものがQ&Aでも指摘されているわけでもありますけれども、指定管理者側が予算化されている運営費以外の自主財源による保険対応について財団青少年育成事業協会の場合は行ったようでもありますけれども、これは他の団体、指定管理者においてもそのようになっているのかどうか、そうしたほうが安全だろうと、対応について。このことについての統一した見解が出ているのかどうか、この際お聞かせを願いたいと思います。

関連して、ゲートボールセンターの外壁の修繕は過日補正で実行したわけでもありますけれども、指定管理者との連携協力がうまくいっていないという指摘も管理上の問題としてさせていただきましたけれども、この経験を他の公の施設を持っている指定管理者との間においてもその対応について打ち合わせをしているかどうか、考え方を示していただきたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時47分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

◇町 長 答弁にちょっと時間がかかりまして、申しわけありません。

まず、今マニュアルといいましょうか、その参考資料の中に保全台帳という言い方がございましたけれども、私が先ほど答えましたのは、私どもの町の財産台帳にそのことの記載はしていないということでもあります。保全台帳の位置づけがどのような位置づけなのか、お互いに管理をしていくためにその施設の概要を記載したもの、そういうものを持ち合わせるという意味であれば、現在そういうようなものところまでまだつくっていないということでもありますので、そのことについては先進的な事例も

参考にさせていただきながら、今後必要かどうかということについて諮っていきたいというふうに思います。

また、今議員のご指摘で指定管理者が善意でといいたいまいしょうか、予算にないものを善意で保険を掛けていたということでもありますけれども、この部分については体育館等につきましては町として指定管理料の中に含めてございます。その中で指定管理者が保険に加入をしていたということでもあります。また、その施設そのもののいろいろな事故等もちろんありますので、町は町として保険を掛けている部分はもちろんございます。平成20年度についても体育館、プール、さらにはメルヘンカルチャーセンターの加工施設等がありますので、その施設、それから農業構造改善センター、おふろ等がありますので、そういった施設については見舞金が出るような保険料の相当額を指定管理料の中に含めて、そしてお願いをしているということでもあります。ただ、先ほど言った13施設全部ということにはなっておりませんで、そのほかの施設については、今私どもが考えておりましたのはそういう事故等が起こる危険性は極めて少ないのではないかという判断のもとに今時点は掛けておりません。ただ、そのことについて指定管理者側の心配の向きもあるのかもしれませんが。今後そういうことについては指定管理者の意向もお聞きしながら、そのあたりの設定について考えてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 19年度に関するのと20年度に予算化されているかどうか、あるいはよくわからないのですが、私の把握によると、公共施設には保険は町が入っているのですが、指定管理者側のほうでは特段つけるような予算がついていなかったというふうに解釈していたのです。それで、もし何か起きた場合に指定管理者側としての責任というふうに強く認定された場合に、管理責任上ですね、困るから入ったというふうに聞いていたわけです。それは、事実かどうかということが今町長の答弁どおりであれば、それで結構ですけれども、そうでないというふうに聞いていたものですから、このことについては今やりとりしてもしょうがないので、後ほど精査をして教えていただければ結構だと思いますし、私の質問の趣旨もできることであれば、この間の事故が役場、行政側と指定管理者双方が、いい悪いはちょっといろんな見解、評価が分かれると思いますけれども、双方が保険掛けていたことによって十分な対応ができたという、一つのそういう側面もあったかなということもありますので、今後このことについての取り扱いについてはきちんと教訓化をしていただきたい。専らいい話でなくて悪い話ばかりして申しわけないのですが、悪い話というよりは問題点、課題という意味で申し上げさせていただいておりますので、その辺をお酌み取りいただきたいと、このように思いますので、特に継続しての答弁は必要ありません。

続いて、指定管理者の選定委員会についてお尋ねをしたいです。施行規則によりますと、これ5条ですね、町長が指名する職員とし、12人以内の委員で組織すると、これも過去に説明を受けておりますが、結果的に職員対象のみとなっておりますが、それで果たしていいのか、外部委員は検討していないのかということについてお尋ねを

したい。

さらに、現委員会のメンバーの中にも直接の施設所管の課長が存在したり、あるいは将来指定管理を予定する可能性のあるような所管の課長も入っているというふうには私は見ておりますが、このことについてこのままで果たしてよいのかどうか、外部委員の問題も含めて。これは、後ほどそれに関連して申し上げますけれども、指定管理者制度のモニタリングと外部評価の問題ということになっていこうかと思うのです。それは、どういう意味かといいますと、利用者側からの評価の仕組みが現状では十分に位置づけられていないという嫌いがございます。このことについて選定委員会とは別な組織が必要なのか、例えば運営協議会とかそういうものでやるのか、あるいは外部の評価委員会にするのか、さまざまな意見があろうかと思いますが、その考えについてお聞かせを願いたいと思います。

関連がありますので、続けて言います。B & Gのプールの管理について、つまり利用者側の不満のことがいろいろ出てきているのです。私のほうにも複数の方々からお声がありまして、監視機能が機能していないとか、清掃管理が不徹底であるとか、換気扇やその他の電気設備のスイッチを切り忘れてそのままになっているとか、利用者に対する対応が非常にまずいとかいうことを言っている市民がいますので、事実かどうかは別ですよ、調査していただかないと困るのですが、このことは指定管理者制度のモニタリングと外部評価の問題にかかわるものですから、そのことについてあわせてお聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 保険の関係につきましては、例えば3月に起きた事故等でいいますと、町とすれば賠償という形で行わせていただきましたし、指定管理者についてはその責任のない中での見舞金、補償というような形ですみ分けができていますものと、そのように考えております。これについては、先ほど申し上げたとおりで、今後いろいろな場面を想定して協議をしていきたいというふうに思います。

また、選定委員会については、条例の施行規則第5条で私が職員から12名以内で指定をして、そしてその選定委員会を構成させるということであります。できるだけその直接の所管の担当でない課長職を指定するわけでありまして、正直申し上げまして芝桜温泉管理公社などはどうしても今の状況の中では難しい場面があります。そういう中では、その選定委員会の中でそういうことを配慮した機能になるように指示をしているところでございます。そういう中で、そこに民間の方等に入っていくと、これは過去の定例会であったか臨時会であったか、いろんな形のご質問の中で別な議員の方のご質問にも答えましたけれども、この選定委員会の中にも民間の方に入っていくということがいろいろな意味で必要ではないかと、そのように受けとめておりますので、これは後ほど規則を改正して対応したいと、そのように思っております。

また、モニタリングということで、今何でもいろいろな事柄について検証する、評価をするということで、私どもの町でも事務や事業の評価なども少しずつできるとい

いでしょうか、そういう仕組みを考えてきています。きっとこの施設管理のモニタリングという考え方も、その管理が適正にされているのか、そのことを検証し、評価する、そういう仕組みの一環ではないのかと、そのように思っております。こちらについては、まだ正直申し上げて必要性については認識をいたしておりますけれども、どういう方法で、どういう形で行っていったらいいのかというところの研究のところはまだまだ不十分であります。ただ、先ほど言いましたように、必要性は感じておりますので、どういう仕組み、体制がいいのかということについて考えながら、今後このことについて取り組んでまいれるように努力をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

また、利用者の方々のご不便といひましようか、お気づきの点等、いろんな施設に意見箱なども置いていただいておりますけれども、このところについてまだ私のところにそういう内容のものは届いておりませんけれども、多分思いのところはいろいろあるのだろろうと思ひます。もう一度そういう視点で指定管理といひましようか、管理そのものを見直すといひか、もう一度改めてそのところ、指定管理者と担当課と含めてそういうことが起き得ていないのかどうか、話し合う場所を設定させるように指示をしたいと思ひます。これは、この施設だけではなくてほかの施設の部分もあるかもしれませんので、常日ごろ言っていることでもありますけれども、いかに住民の方々に気持ちよく使っていただける施設かということ念頭に置いた取り組みにできるように指示してまいりたいと思ひますので、またご助言いただきますようお願ひを申し上げたいと思ひます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長からは、選定委員会の見直しも含め、あるいは外部評価のあり方、組織の必要性をお認めいただきましたので、利用者の観点から、住民の観点から仕事を粛々と進めていただきたいということをお願いしておきたいと、このように思ひます。

さらに、指定管理者の問題について最後の件なのですが、今後の展望はということにつましまして質問をさせていただいたのですが、具体的にどこかを出す、例えば町営住吉牧野だとか、町道維持管理の除排雪業務であるとかいろいろと課題があるかと思ひます。さらに、どちらかといひと、それは事務レベルと話しているときに出てきた言葉なのですが、私個人的にも都市公園だとか運動公園、あるいは思い切って進めて言えばいろいろと問題があるかもしれませんが、湖畔の前浜だとか、あるいは休憩舎なのですけれども、案内所と言われているものについての管理、その他についての展望について最後に一言だけいただければ、指定管理者についての質問を終えたいと思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 今言われました町営住吉牧野、さらには町道の関係についても検討を進めております。そういう中で指定管理に移行できればというふうに考えております。あと、

そのほかにも建物で出していない部分がございます。それは、現在職員がそこで業務を行っていて直営のほうがまだ経費的に安いというようなものがあったり、委託先等をいろいろ想定した中でなかなかぴたっとくるようなところが想定できなかったり、中の使い方の状況がいろいろな分野にまたがっているためにどのようにその管理区分を決めていったらいいのか、その整理がつかなかったりというようなものもあります。けれども、先ほど言及いたしました部分については、そう遠くない中でお諮りすることができるのではないかと、そのように考えてございます。また、湖畔等の部分については、前に財産区分上の問題のご指摘もいただきました。そういうことも一方で念頭に置きながら考えなければならない部分、財産として北海道の持ち物を直接なのか、一たん町が受けるのか、そういうことの仕組みもちょっと考えなければならないのではないかと思います。こちらの北海道が関係するような部分については、北海道とも協議を進めていきたいと、そのように考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 指定管理者についてのご答弁をいただきました。そのようにお進めいただきたいと思います。

2番目の住民参加型のミニ市場公募債についてであります。このことについては、それぞれご答弁をいただきました。19年度の財政健全化審査意見書の見解を私たちも見ておりますし、同じような認識であろうかと思えます。ただ1点、実質公債費比率が24.3%、これが一番ある意味では早期健全化基準をクリアしているからいいのだというふうに考えるのか、見通しとしては18%以下に24年ごろにはなると、こういうことでございますから、それで結構なのでありますが、しかし現実の問題として起債、先ほどの小学校の答弁もいただいておりますが、過疎債等起債に当たっては平成18年度から許可制から事前協議制への移行がなっているわけでありましてけれども、本町のように実質公債費比率が18%を上回っている地方公共団体は、総務大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないと、これは釈迦に説法であります。そういう現実直面しているわけでありまして。先ほど町長からは、過疎債その他も含めて100%何とかなるといような非常に楽観的なお話もありましたけれども、それには裏づけがあるのでしょうか、これをどう考えていくのかと、受けとめ方の問題であります。これについて改めてお聞かせを願いたいと思っております。

私の立場であります。2001年の6月14日の地方分権委員会の最終報告にも書いてありますとおり、地域住民による自己決定、自己責任を強く訴え、地域住民にこれまで以上の地方公共団体の政策決定過程に積極的に参加し、自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢を求め、住民みずからの公共心の覚せいを求めるということをわざわざ言及しているのです。そういうことでありますから、以上の観点から私といたしましては従来と同じような地方債の発行方法によるのではなくて、みずからの創意工夫による地方債の発行を検討して住民が自己決定、自己責任による地方債の資金調達に直接参加することによって公共心の覚せいを図るべきだと、実は

このように考えてミニ市場公募債について申し上げているわけであります。ところが、ご答弁の中にミニ市場公募債についてメリット、デメリットを併記して答えるような姿勢がありますけれども、導入検討に消極的な印象を私はどうしても感じるのです。後からも触れたいのでありますけれども、従来からある過疎債の活用は交付税算入などもあり、有利であることは私も否定しません。しかし、地方債発行の完全自由化に向けて地方分権、2006年の7月3日に出されておりますが、21世紀ビジョン懇談会報告書によると、分権改革工程表に短期目標として10年後の交付税措置廃止が明記されております。さらに、デメリットとして挙げられましたけれども、金融機関が引き受けるため手数料がかかるとか、耐用年数、施設に関してはギャップが大きいとか、償還期間が5年ということであるとか、満期の一括償還のため財政負担が大きいというふうに言っておりますけれども、手数料につきましては企業の社会的責任、CSRへの取り組みがおくれている金融機関には特段の協力を指定金融機関としてお願いをするべきだと私は考えております。他方、耐用年数とのギャップだとか、償還期間の5年とか、満期一括償還については、借換債ということもミニ市場公募債で発行しているという前例もあるやに聞いております。したがって、実質的には5年ではなくて20年とか10年の幅で運用しているということもございますので、そのことについてもあわせてお聞かせを願いたい、このように思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 町が発行しますというか、町が起こす起債等については従来ずっと許可制でございました。それが地方分権の推進という項目の中で国が許可するのではなくて、一般的には協議制へと移行するということで、これが18年度から実施をされると。ただ、先ほど言いましたように、国が考える基準以上の実質的な公債費比率がある場合については、従来と同じような許可制というようなことであります。これこそ釈迦に説法かもしれませんけれども、許可制、協議制ということでもありますけれども、実質的な手続等については一切変わりはいたしません。今までと同じように北海道に、さらに国に対して起債の申請書を提出をしていろいろなヒアリングを受けると、その中でいろいろなアドバイスも受けるというところがあります。最終的にそれが国として首をひねられたものであっても、協議制であればそれは自己責任の範疇の中で借入れすることができるということで私どもは受けとめております。ただ、そのことを軽んじているわけではなくて、18%という一つの目標が示されましたので、私どもは公債費負担の適正化比率の計画をつくり、この7年間をかけて18%以下にするべく努力をしていかなければならない。先ほどこのままいけば18%以下になるというようなご発言もありましたけれども、私どもは強い意思を持って18%以下にしていこうのだという決意でこの計画をつくって、それに取り組んでいこうと。ただ、一方では社会資本の整備もある程度は進めていかなければならないというはざまの中でこの計画を推進していこうということに考えているわけであります。

また、消極的だというようなお話もいただきましたけれども、今あるいろいろな環

境の中でいえば、まだまだ慎重にならざるを得ないというのが正直なところであります。確かに地方分権のことについて国のうたい文句はわかります。ですけれども、それがいかに地域の中で町民の方に浸透しているか、これは私どもの説明不足もあるのかもしれませんが、実際に思いとお金を出してくださいというときの対応というものは、そこに大きなギャップがあるというのも現実ではないかと、そのように受けとめております。どのような額を発行したときに本当にお引き受けいただくことができるかどうか、そういう不安もあります。そういう中では、まずしっかりとそのことを説明をしていかなければならないと、そんなふうに思っております。

また、交付税措置、15年後に廃止と。そのことだけをとれば確かにそうなのかもしれませんが、地方と都市部の財政力の格差というのはますます開くばかりと。地方交付税制度というものが例えばなくなったとしても、その格差を埋める何がしかの制度というものはこれから必要であると。そのことなしには現実私どものような地方の市町村というものは立ち行かないということも現実でありますので、そういう理想と現実の中で私どもがどういう判断をしていくか、確かに国全体の借金のことで考えますと、7割交付税措置があるといってもどこかからの借金であること、財源であることは間違いのないわけでありますけれども、そういう側面もありますけれども、今この大空町というところの財政を預かっている身とすれば、いかにその真水論議を薄めていろいろな特殊財源、特定財源を入れていくかということに努力しなければならないということも間違いのない現実であります。そういうはざまの中での判断だということでご理解をぜひとも賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 消極的であるということで申し上げましたけれども、できるところから、先ほど町長が答弁した中身において触れてありますように、できる範囲内の中でひとつ可能性を検討して進めていただきたいと思いますと思っております。

ちょっと観点を変えてミニ市場公募債についてまた続けたいのですが、我々の行政のお金というのは、税金も含めて預かっていますよね。金融ペイオフという対策上も、逆に債券という形を発行することによって担保するというか、保護政策としても考えてみるに値することだと私は思っています。そのことについて十分におわかりであろうと思うのですが、あわせて購入する町民にとってもペイオフ対策、これになるはずであります。資金調達手段の多様性については、総務省自治財政局地方債課は総務省としても自治体の資金調達手段の多様化に役立つと後押ししていますと、こういうふうに述べておりますし、住民の財政への参加意識を高めるメリットは、常日ごろ山下町長が言われている協働の精神そのものであると私は思っておりますから、可能性を検討するということから、できることから始めたいというふうに、ぜひとも若い町長として戦略的にとらえて、おっしゃっていることはわかっているのです。既存の資源の中で有利な財源調達でやると、それをやってはいけないなんて言っていない。その範囲の中で何らかの試みをするを望みたいというふうに思うわけであります。

あわせて、もう一つ続けて言います。こういうことについて研究、検討するという

ことが大事だと思っているのです、いずれにしても。財団法人の地方債協会というのが存在するのですが、平成19年の3月に地方債をめぐる諸問題についての調査報告書を出しています。それを見ると、住民参加型市場公募地方債に関するアンケート調査を全国の自治体を対象にしてやっているわけですが、本町はアンケート調査に協力して回答したのかどうか甚だ疑問なのであります。平成18年の10月20日から30日、10日間でありましたけれども、そういうことも実施しております。そして、同時に講演会の開催、勉強会ですね、これを4回にわたって実施しています。これについてもやっぱり参加をし、勉強して小規模自治体だからゆえに今後問われる財源調達のあり方について十分研究、検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 私が常日ごろ言っております協働というのは、いろいろな形で行政の運営といたしまして、企画立案、そういうところに町民の方々の参加をいただくかということでもありますので、今回の資金調達の手段というのも冒頭申し上げましたとおりというような側面も持っているということでもあります。これは、若いか老いているか別として、できるところからということで私もご答弁を申し上げたつもりでありますので、いつも小島議員とのやりとりの中では結果的に同じことを言っているのではないかなと思ひながら、微妙なところで少し差が出てきているのかなというところで、決して向いている方向が違うということではないと、そのように認識をしております。先ほど言いましたように、どこから取っかかりをつくっていくかということである程度の金額の大きさだとか、それからその理由づけだとかいうものを見出しながら町民の方には説明していかなければならないのではないかと考えているということで、これは同じような考え方を持っているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

アンケート調査については、担当に先ほど確認しましたところ、来ておりまして、担当段階で出しているということでございます。これは、アンケート調査でありますので、全国的な流れを協会として見るということですので、具体的にその対応がそのことによって町村がどうだというような話ではないというふうに受けとめております。あわせて、勉強会などのご案内もいただいておりますけれども、これが地方で行われる部分であれば参加しやすいわけでありましてけれども、首都圏でまとめてというようにどこかでいきますと、なかなか担当としても思い切ってそこに足を運ぶということに至っていないということが正直なところでございます。ただ、こういうことの情報というものは、当日直接聞くことももちろん必要ですが、いろいろなところで情報が今の世の中出てきている部分があります。そういうものも上手に集約をしながら、収集をしながら、そして今後の対応について考えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともこの点についてもご理解を賜りたいと思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただきました。基本的な方向は同じだというふうに町長にも言っていただきましたので、鋭意努力をしていただきたいと、このように思っております。アンケート調査については、応じたという話ですから、後ほど事務方のほうで結構ですから、内容はどんなことを対応されたのか、勉強のために私に後ほど教えていただきたいと思います。このことについては、できるだけ機会において、勉強の機会を職員にも研修という意味で町長の配慮で積極的にお進めをいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後になりますけれども、教育委員長のほうから小学校の建てかえは先ほどの議論の延長の中で出ておりますように、最も有利な起債として過疎債を考えているようでございますから、別な手法の住民協力はという問いに対しまして、女満別小学校の協賛会が過日立ち上がったということでございますけれども、これは教育委員長が答えるというか、財政上の問題で財政権がどちらだとかいう話になってしまいますけれども、例えばふるさと納税などを含めて町の出身者に向けてアピールをして小学校についてのご協力をお願いするとか、そういうことなどもやっているのだとすれば、そのことの報告を願いたいと。そういうことを含めて教育委員会というのは企画をするのではないかと考えておりますので、お答えを願いたいと思います。

協賛会については、結構なことです、立ち上がるのは。しかし、過去においては、女満別小学校の以前の改築、建てかえという時期、昭和40年代ですか、そのときは私も聞いておりますけれども、数年前から、正確なことはわかりませんよ、数年前から立ち上げて陳情、要請があったというふうに聞いているのです。そういう意味において遅きに失したということはないのでしょうかけれども、こういうことはこういう場所と言っていいかどうかわかりませんが、教育委員会のほうから、PTAも含めて小学校の改築の検討委員会もいろいろやっているようでありますから、そのことを通じて働きかけをして早目に立ち上げる努力がちょっと足りなかったのではないかとというふうに私など実は率直に思っております。二十数億円を必要とするという小学校の建てかえは、いわば百年の大計を要することだと思っております。財政権がないからといって財源の調達方法について教育委員会が答えなくていいということではなくて、住民参加のあり方だとか、そういうことが最重要課題でございますので、最後に教育委員長さんとしての、執行権の長としてのお答えをいただいて、ミニ市場公募債、あるいは小学校に関することについて質問を終えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 研修機会、地方債の関係だけにかかわらず、こういう時代だからこそ職員の研修というのは大切だということでここ数年来言っております。そういうことから、予算の面でいえば、研修費などについてはある程度思い切ってつけようという気持ちでおります。また、職員からいろいろな提案制度ですとか、意見聴取なども行っていますと、研修のあり方等についての提言といいましょうか、意見などもあります。そ

ういうものも参考にしながら、この研修というところについては十分意を体して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税のことについてもお話ありました。後ほど教育委員会のほうから詳しくあるかもしれませんが、今ふるさと納税制度とはいえますけれども、寄附金の税額控除の制度について何項目か示して、森林等環境を整備するもの、それから次代の学校等の教育環境を整備するもの等々、何項目か記載をしている方にもお願いをしております。ふるさと会の方々などにも一斉にそういう情報といいたいでしょうか、ご協力の依頼を兼ねて送った経過にあります。それは、女満別小学校のことも当然念頭にあって実施をさせていただいたところでもあります。町としては、今現在ふるさと会の方などにそういう直接のアプローチをさせていただきましたけれども、今後教育委員会のほうではそのことも念頭に置きながらいろいろな形で取り組んでいただけのものというふうに感じております。

私のほうからは、以上でございます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 今町長のお話にありましてとおりでございますが、女満別小学校の改築につきましては皆様のご協力により来年度着手といった計画で進めておりまして、また今後ともご指導いただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

平成 2 0 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成20年12月 9 日
- ・ 開 会 平成20年12月 9 日
- ・ 閉 会 平成20年12月10日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、15番、
樫原達也議員及び16番、森進議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおり
であります。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第9号

- ◇議 長 日程第2、認定第1号 平成19年度大空町一般会計歳入歳出決算認定につ
いてから認定第9号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認
定までの9件を一括議題とします。
本件は、平成20年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算
審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。
したがって、本件の審査結果について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員会委員長、坂本一光議員。

- ◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会における審査の結果についてご報告い
たします。

平成20年第3回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定
第1号 平成19年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平
成19年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定
第3号 平成19年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
認定について、認定第4号 平成19年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認
定について、認定第5号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算認定について、認定第 6 号 平成 19 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号 平成 19 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 8 号 平成 19 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 9 号 平成 19 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての 9 事件であります。

去る 10 月 21 日、当議場におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 事件すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第 76 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第 1 号 平成 19 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 9 号 平成 19 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 9 件を一括して採決します。

お諮りします。認定第 1 号 平成 19 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 9 号 平成 19 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 9 件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この 9 件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号 平成 19 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 9 号 平成 19 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 9 件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第 3 議案第 83 号

◇議 長 日程第 3、議案第 83 号 財産の無償貸付けについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第83号 財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第83号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第84号

◇議 長 日程第4、議案第84号 北網広域圏組合規約の変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第84号 北網広域圏組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第84号 北網広域圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第85号

◇議 長 日程第5、議案第85号 北網広域圏組合の解散についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第85号 北網広域圏組合の解散についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第85号 北網広域圏組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第86号

◇議 長 日程第6、議案第86号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第86号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第86号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 87 号

◇議 長 日程第 7、議案第 87 号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

岸田住民生活課長。

◇住民生活課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 87 号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 88 号

◇議 長 日程第 8、議案第 88 号 大空町土地開発基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第８８号 大空町土地開発基金条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８８号 大空町土地開発基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第８９号

◇議 長 日程第９、議案第８９号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第８９号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第８９号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第９０号

◇議 長 日程第１０、議案第９０号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 今回の出産一時金の引き上げの趣旨は、産科医療補償制度が開始される上で3万円引き上げる。趣旨はわかったのですが、私、一つ心配することがあるのですけれども、2つほど質問させていただきたいと思います。

この制度の流れの中で、産科医療補償制度に加入している機関において出産した場合は38万円、参加していない医療機関で出産した場合は35万円。これを考えると、経過措置の分もあるのでしょうかけれども、参加していない医療機関にかかると、不公平というのを感じる。妊産婦の方については、これ不公平感が出てくるのではないかと思うのです。そういったことを考えると、行政サイドとして、情報の周知というのは、どういうふうを考えておられるのか、1つと。

もう1つは、管内で今現在、この産科医療補償制度に加入していない医療機関はどれぐらいあるのか。前段の説明で聞きますと、全国において68%しかまだ加入されていないということなのですから、そこら辺も含めて説明をお願いします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 2点ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

一つは、どうやってPRをしていくかということでございますけれども、福祉課のほうで妊娠されますと、母子手帳の申請に必ず来られますので、そのときには既に医療機関にはかかっている状態でございます。ですから、制度としてスタートするものですから、その辺のことは周知を図っていききたいと思いますけれども、事前に広報等で周知を図るのは当然ですけれども、妊婦の方にも、こういう制度をスタートするのだというPRをさせていただきたいと思います。ただ、幸いなことと思ったのは、管内の医療機関、北海道全体の医療機関で、この補償制度に全病院、診療所、それから産科の助産所ですか、が加入しているということが確認してわかっておりますので、ちょっと安堵しているところでございます。

以上でございます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第91号

◇議 長 日程第11、議案第91号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第92号

◇議 長 日程第12、議案第92号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 議案第92号の説明が終わりましたので、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号の議事を続けます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第93号

◇議 長 日程第13、議案第93号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 一点ちょっとお伺いしたいと思います。今課長からる説明がありました。制度改正だとか、それから高額医療の部分のふえたということで、この数字については、歳出の部分の多くは歳入として国ですか、道からの拠出金等で賄ってはいるのですけれども、この先、将来的に国保会計の基金も、正直言って1億円台しかもうないはずなのですよ。1億5,000万円前後だったかな。毎年4,000万円ずつぐら

いのを取り崩してやると、3年ぐらいでもう基金も底をつくという中で、この先ですね、将来的に向けている医療費の関係の、その町民の皆さんがいただく部分の料金の値上げということもしたくないし、僕らも、今後そういうことをあまりしたくはないのですが、会計上底をついてくると、そういうことも今後考えなければならないという部分も出てくると思うのですね。突然やはり財政厳しい、基金もない、だから料金を上げるということにはならないと思います。その辺も今後の検討ということで、早い時期に検討されたいかなという感じでおります。実際にこの金額の内訳を見ても、今説明あった中で、本当にもう町としても限界の部分ではないのかなということも感じておりますので、今後の対策等、もしお考えがあるのであれば、お聞きしたいというふうに思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 非常に医療費が伸びておりまして、私どもも今後どういう対策を講じたいのかなということで危惧している部分もございます。10月末現在の基金残高が8,100万円程度でございます。20年度繰り入れをする予定が3,800万円程度繰り入れることになっておりますので、今のまま推移しますと、年度末4,300万円程度の執行残になるかなということでございます、基金残ですね。今21年度に向けての予算を今計算しておりまして、今の医療費、20年度の医療推計でやってみますと、ちょんちょん、基金ゼロになるかならないかの形になってしまうのかなというようなことを、ちょっと今推計で計算しておりますけれども、ただ、今後の今の高いままの医療費の推移、そのまま移行するかどうかという部分も、ちょっとまだ見えてない部分もございますけれども、いずれにしても、今の保険料率で、税率でずっと永遠でということにはならないわけでございますから、広報等で医療費も抑制のPRをさせていただいたり、特定健診等で早めに、初期の段階で病気を発見して治療していただいたり、ありとあらゆる方法を講じながら、抑制に向けて取り組みをしていかなければいけないなと思っております。それらのことをしながら、並行して今後の不足分をどうしていくかという部分が、これからご相談をさせていただきながら進めていきたいなと、早めに相談させていただきながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 今、課長答弁でよしとしたいと思います。なつてから、また予防の部分も相当力入れていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、その辺についても今後協議を進めていただきたいということで終わります。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 予防のほうにつきましても、特定健診等で率を20年度は30%の受診率と

いうことで努力させていただいておりますので、21年度については、さらに率をアップして、そういった指導も含めて対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

◇松岡議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第93号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第93号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第94号

◇議 長 日程第14、議案第94号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
斎藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第94号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第95号

◇議 長 日程第15、議案第95号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第96号

◇議 長 日程第16、議案第96号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第96号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第96号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第97号

◇議 長 日程第17、議案第97号 平成20年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第97号 平成20年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第97号 平成20年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第98号

◇議 長 日程第18、議案第98号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計補正

予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第９８号 平成２０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第９８号 平成２０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第９９号

◇議 長 日程第１９、議案第９９号 平成２０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第９９号 平成２０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号 平成 20 年度大空町下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 100 号

◇議 長 日程第 20、議案第 100 号 財産の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 100 号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 100 号 財産の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 発議第 20 号

◇議 長 日程第 21、発議第 20 号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望
意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桒原達也議員。

◇桒原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第20号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第21号

◇議 長 日程第22、発議第21号 国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第21号 国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第21号 国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 報告第9号

◇議 長 日程第23、報告第9号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 平成20年の第4回大空町議会定例町の閉会という時間帯になりました。昨日、本日とともに温かい師走を迎えているわけでありますけれども、それもきょうまでというような予報であります。また、あすからは冷え込みが厳しくなってくるというような予報かと思います。気候ばかりではなくて、今回の一般質問にもありましたとおり、日本国中、また全世界の景気、経済の冷え込みが大変懸念され、心配されるところでございます。今議会におきましても、国の一次補正に伴います地域活性化・緊急安心実現総合対策の関係の補正をさせていただきました。また、一般質問では季節労働者の方々などの対応策ということのご質問もあり、既存予算を割いた中で、活用して地域の雇用対策の一助としたいということで、ご答弁も申し上げました。こういった対策、効果がしっかりと発言できるように、早期の迅速な対応に心がけてまいりたいと、そのように思います。また本議会におきましては、平成19年度の決算の認定もいただいたところでありますし、また一方で、平成21年度予算の編成作業が始まっております。決算でいただきましたご意見や、またこの議会でいただきましたご意見等を踏まえながら、その予算編成作業に当たってまいりたいと思います。大変いろいろなところからご教授をいただきましたことに、お礼を申し上げ閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成20年第4回大空町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0時23分